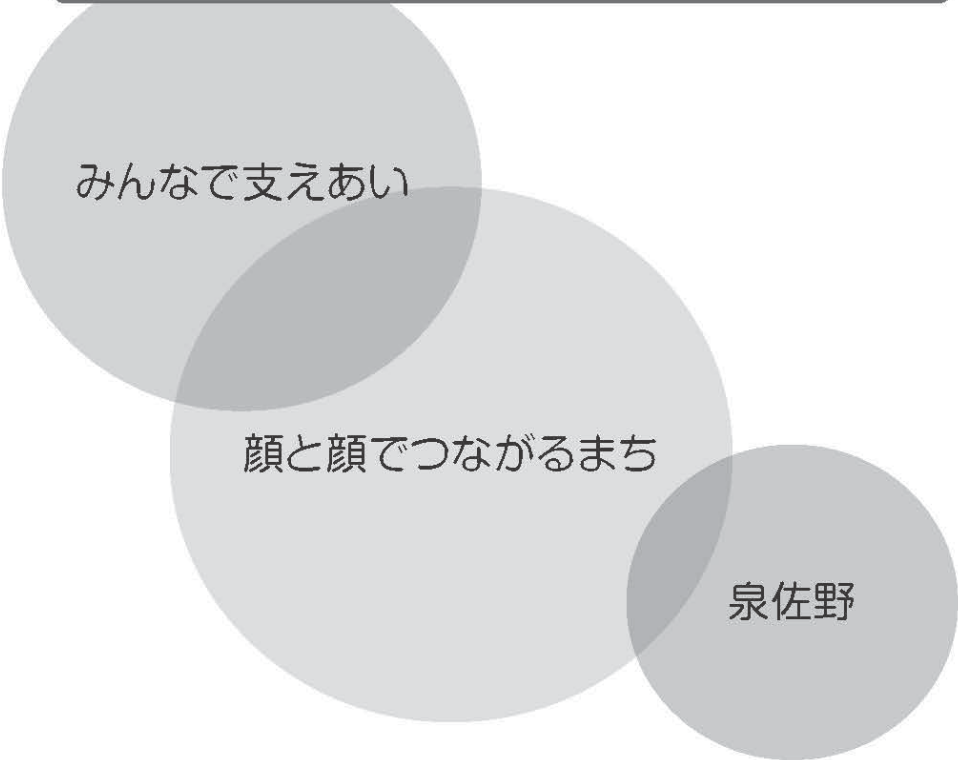


いずみさの みんなの絆プラン

(第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

中間見直し

平成27年度(2015年度)～平成32年度(2020年度)



みんなで支えあい

顔と顔でつながるまち

泉佐野

平成30年(2018年)3月

泉佐野市・泉佐野市社会福祉協議会

ごあいさつ



少子高齢化や人口減少が急速に進み、地域・家庭・職場という人々の生活の様々な場面においてお互いを支え合う機能が弱まってきており、生活困窮やひきこもりなど社会的孤立、自殺や孤独死、虐待の増加など課題は多様化・複雑化し、社会問題となっております。

このような中、国においては、様々な分野の課題が絡み合っていて複雑化している現状を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していくとしています。

泉佐野市では、市民、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して課題解決に取り組むことをめざし、泉佐野市と社会福祉協議会が協働し「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」を基本理念として、平成 26 年度に「第 2 次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。そして、本計画の中間年である平成 29 年度において、進捗状況の中間評価を行い、社会情勢や制度改正を踏まえて見直しを行いました。

今後は、本計画及び見直しに基づき、市民・団体、事業者・企業、教育機関などの多様な主体と相互に連携、協働しながら、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様、関係団体の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の見直しの策定にあたりまして、熱心にご議論いただきました地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、住民座談会や住民アンケートなどを通じて貴重なご意見をいただいた市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

泉佐野市長 千代松 大耕

ごあいさつ

泉佐野市地域福祉推進審議会・地域福祉活動計画推進委員の皆様、住民座談会・団体ヒアリング・アンケートにご協力頂きました皆様のご協力にて中間見直しとして報告頂けましたことに厚く御礼申し上げます。



中間点に進捗状況を確認し、後半の活動につなげることは大変な作業であります、方向を再度確認することでこの計画を無駄なく着実に進めるためには大切なことであると考えております。

進捗状況におきまして小地域ネットワーク活動が目標を大幅に上回る成果を上げていることが数字からも明らかになり、地域の皆様の努力が評価され良かったと思いますと共に日頃のご苦勞に心より感謝申し上げます。

今、国の方でも「我が事・丸ごと」の掛け声の下に地域の課題を地域で解決する地域共生社会の実現を目指しております、この報告にありますように本市におきましては既に実践いただいております、住民座談会において出て来た課題について話し合いを重ねられ、新しい事業を開発・展開されております事例が複数あります。先進的な地区福祉委員会活動に心強い思いをしております。地域の皆様の行動力に敬意を表するとともに今後も引き続きのご活躍をお願い致します。

社会福祉協議会といたしましても皆様と共に誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられるまちづくりに向けて務めてまいりますのでご理解ご協力よろしくお願い致します。

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会
会長 麻生川 敏行

第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画 中間見直し

目 次

1. 見直しの背景.....	1
2. 計画の位置づけ・他の計画との関係.....	2
1) 計画の位置づけ	2
2) 他の計画との関係.....	2
3. 中間見直しの策定方法	4
1) 計画の策定体制	4
2) 地域福祉に関する市民意識調査（アンケート調査）	5
3) 住民座談会の実施.....	6
4) 当事者団体等ヒアリングの実施.....	6
4. 泉佐野市を取り巻く現状.....	7
1) 人口や世帯構造の特性.....	7
2) 住民の状況	10
3) 地域の福祉活動の状況.....	15
4) アンケート調査結果からみた現状.....	16
5. 重点項目の取り組み状況.....	30
重点項目 1 CSW を中心とした相談支援体制の確立.....	30
重点項目 2 生活困窮者への支援と体制づくり	32
重点項目 3 権利擁護の推進	34
重点項目 4 避難行動要支援者への支援と体制づくり	35
重点項目 5 福祉を支える人づくり	36
6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～	39
基本目標 1 みんなで「参加」しよう！	39
基本目標 2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！	42
基本目標 3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！	45
基本目標 4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！	49
7. 活動計画に対する意見	51
1) 地域の暮らしを話す会.....	51
2) 避難行動要支援者への支援と体制づくり推進のための当事者団体等 ヒアリングの実施.....	55
8. 地域での様々な福祉活動.....	58
事例① 地域交流の場「旭町カフェ」の取り組み.....	59
事例② コープお買物便と地区福祉委員会の連携.....	60
事例③ 笠松町における避難行動要支援者個別計画作成までの道のり	61
事例④ 民間保育園スマイルサポーターと地区福祉委員会の連携	63
事例⑤ 地域のネットワークで若年性認知症の理解をすすめた事例	64
事例⑥ 夏のボランティア体験プログラム	65
事例⑦ 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」による生活支援	66
9. まとめ ～第3次計画に向けて～	68

資料編

1. 第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要	69
2. 泉佐野市地域福祉計画推進審議会 泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿	71
3. 泉佐野市地域福祉計画推進審議会 規則	72
4. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱	74
5. 中間見直し策定経過	76
参考1 地域力強化検討委員会中間とりまとめの概要	78
参考2 改正社会福祉法	79

1. 見直しの背景

泉佐野市では、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 カ年をかけ、基本的な福祉ニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、地域における様々な生活ニーズへの対応を図るうえで、地域の住民が主体となり、お互いに支え合って対応していく、「新たな支え合い」いわゆる「共助」の視点を盛り込み、地域における課題を整理し、市民・事業者・泉佐野市社会福祉協議会、行政等が協力してその課題解決に取り組むことをめざし、泉佐野市と泉佐野市社会福祉協議会が協働し、計画期間を平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 カ年とする「第 2 次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

そして、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中心とした相談支援体制の確立を含む 5 つの重点項目や泉佐野市安心生活創造推進事業をはじめ様々な取り組みを行ってまいりました。

また、この間、国においては平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」を平成 28 年 10 月から開催し、平成 29 年 8 月、第 10 回検討会において最終とりまとめ（案）が示され、平成 29 年 9 月に最終とりまとめが公表されました。

本市においては、本両計画の中間年である、平成 29 年度において、社会情勢や制度改正をふまえ、国が掲げる「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の理念を活かし泉佐野市の状況に鑑みてその見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ・他の計画との関係

1) 計画の位置づけ

地域福祉計画は、「地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする」と、国の「市町村地域計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」に示されています。

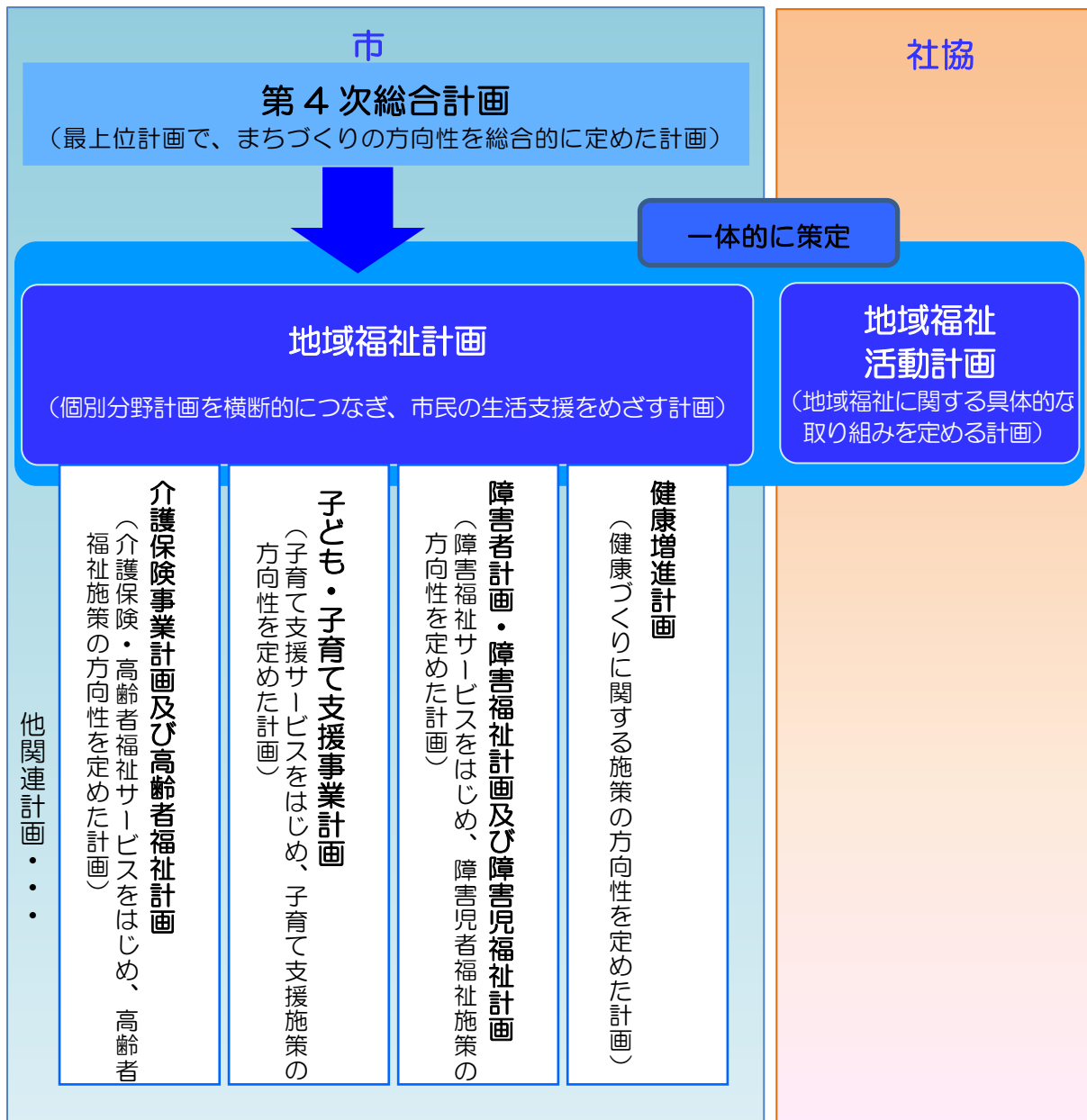
今後、地域福祉計画は、改正社会福祉法第 107 条（平成 30 年 4 月施行）の規定に基づくものとなりますが、本計画に国が示す策定ガイドラインの盛り込むべき事項についての充実が必要となります。

2) 他の計画との関係

地域福祉計画は、「第 4 次泉佐野市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を総合的に推進する理念を定め、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。また、今回の改正社会福祉法により、地域福祉計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」としての位置付けが求められています。そのことをふまえ、本地域福祉計画を福祉分野の上位計画として位置づけます。

今後も、「介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」「健康増進計画」などの各分野の個別計画と連携し、地域福祉の観点から市民のより良い生活支援を行います。

なお、「地域福祉活動計画」は、地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから、引き続き地域福祉計画と一体的に策定するものとします。



3. 中間見直しの策定方法

1) 計画の策定体制

地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しの策定にあたっては、本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」及び市社会福祉協議会の「泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」を協働で開催し、さらに市関係各課長級職員による「庁内推進委員会」を開催し、策定作業を進めました。

また、両計画の連携・整合を図るため、市民意識調査（アンケート調査）及び各地区福祉委員会別の住民座談会や当事者団体等ヒアリングなどを市と市社会福祉協議会が協働で行いました。

地域福祉推進審議会 地域福祉活動計画推進委員会	本市の附属機関である「泉佐野市地域福祉推進審議会」、市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画推進委員会」を協働で開催し、学識経験者や福祉及び保健団体関係者、福祉事業所関係者、地域で活動している市民など20名の委員により審議していただき、様々なご意見をいただきました。
地域福祉庁内推進委員会	市庁内の検討組織として、関係各課の課長級職員で構成する庁内推進委員会を設置しました。関係各課に第2次計画の進捗状況等を検証するため、ヒアリングを行いました。
市民意識調査（アンケート調査）	地域の実態把握と意識・意見等を把握することを目的に、子どもと保護者・地域住民の三層を対象に市民意識調査（アンケート調査）を実施しました。
住民座談会	地域の現状や課題を把握するため、14地区の各地区福祉委員会ごとに、住民主体による住民座談会「地域の暮らしを話す会」を開催しました。
当事者団体等ヒアリング	当事者団体等の日頃の課題などを聴かせて頂く座談会を開催しました。
パブリックコメント （意見公募）の実施	より多くの市民の皆さんからのご意見を反映させるため、平成30年2月26日から平成30年3月9日の間でパブリックコメントを実施しました。

2) 地域福祉に関する市民意識調査（アンケート調査）

(1) 調査の目的

本調査は、「第 2 次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中間見直し策定資料として、地域の実態把握を目的に、子どもと保護者・地域住民の三層の意識、要望・意見などを把握するための市民意識調査（アンケート調査）として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査対象者：・子どもアンケート／市立小学校 6 年生全員（アンケート実施時長期欠席者は除く）
 - ・保護者アンケート／小学校 6 年生のいる世帯の保護者
 - ・住民アンケート／地域福祉活動に関わる住民
- 調査方法：・子どもアンケート／教育委員会を通じ各小学校に依頼、対象学年の全生徒に学校のホームルーム等の時間を利用して配付・回収
 - ・保護者アンケート／小学校 6 年生のいる世帯を無作為抽出し、郵送。返信封筒にて回収
 - ・住民アンケート／関係各課等を通じて各団体等へ直接調査協力を依頼、各団体等により配付・返信封筒にて回収。
- 調査期間：・平成 29 年 6 月 19 日（月）～平成 29 年 7 月 31 日（月）
- 回収率詳細：

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
保護者アンケート	820	210	25.6%
子どもアンケート	906	906	100.0%
住民アンケート	1,031	551	53.4%
合計	2,757	1,667	60.5%

3. 中間見直しの策定方法

3) 住民座談会の実施

(1) 座談会の目的

地域福祉の主体である、住民たちが「自分達の地域をどうしたいか」を話し合い、表明する場として、各地区における「地域の暮らしを話す会」を開催しました。

(2) 実施概要

- 調査対象者：・地域の暮らしを話す会 14 地区×1 回 合計 14 回
- 対 象 者：・地域の暮らしを話す会：地区内の全市民
- 参 加 者 数：・のべ 391 人

4) 当事者団体等ヒアリングの実施

(1) 当事者団体等ヒアリングの目的

重点項目を推進していくにあたり、避難行動に配慮の必要な当事者側の意見を聴くべく、下記の団体等に対してヒアリング調査を行いました。

(2) 実施概要

- 実施回数：5 回
- 対象団体：泉佐野市身体障害者福祉会、泉佐野市長生会連合会、泉佐野障害児(者)を守る会、小ざくら広場応援隊と小ざくら広場保護者ボランティア
0 歳～小学生までの子どものいる保護者（※公募）
- 参加者数：のべ 35 名



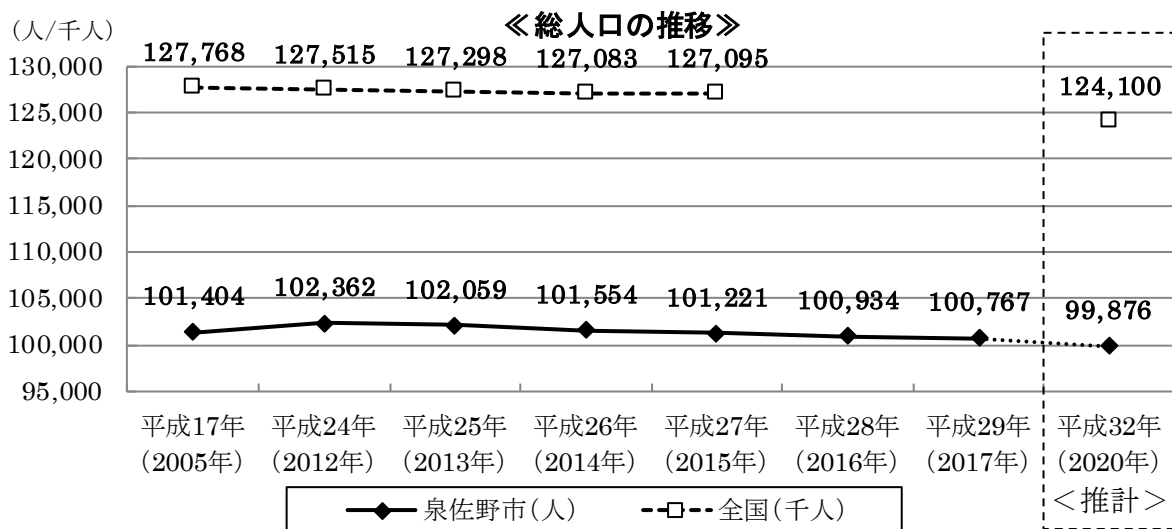
〔住民座談会の様子〕

4. 泉佐野市を取り巻く現状

1) 人口や世帯構造の特性

(1) 人口（全国、泉佐野市）

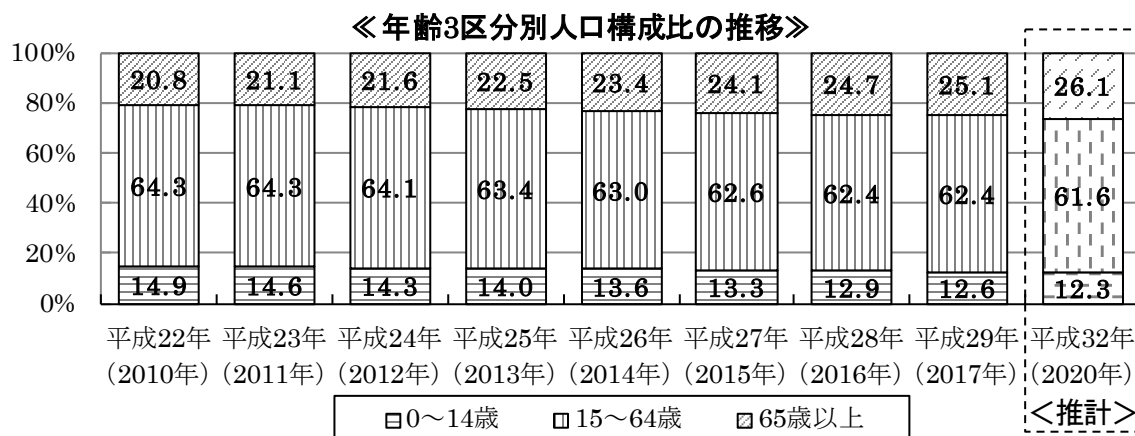
泉佐野市の人口は、ゆるやかですが右下がりの減少傾向にあります。日本の総人口の推移と類似した傾向にあり、国の推計においても、減少傾向であると予想しています。



資料：泉佐野 平成17年、平成24年～29年は泉佐野市住民基本台帳(各年3月末現在、法改正前も外国人を含んだ人口で計上、平成32年(2020年)は「日本の地域別将来推計人口」。
 全国 総務省統計局

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、「0歳～14歳」の年少者の人口と「15歳～64歳」の生産年齢人口は減少傾向にあり、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向となっています。平成29年及び平成32年(2020年)の推計では「65歳以上」が人口の1/4を超え、高齢化の進行が予想されます。

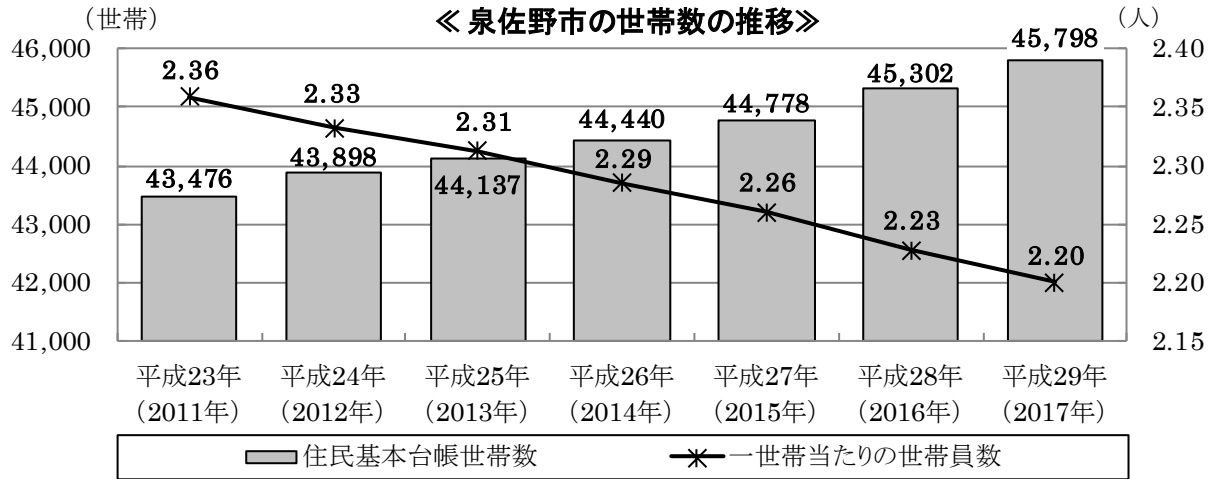


資料：平成22年～29年は泉佐野市住民基本台帳(各年3月末現在、法改正前も外国人を含んだ人口で計上)、平成32年は「日本の地域別将来推計人口」

4. 泉佐野市を取り巻く現状

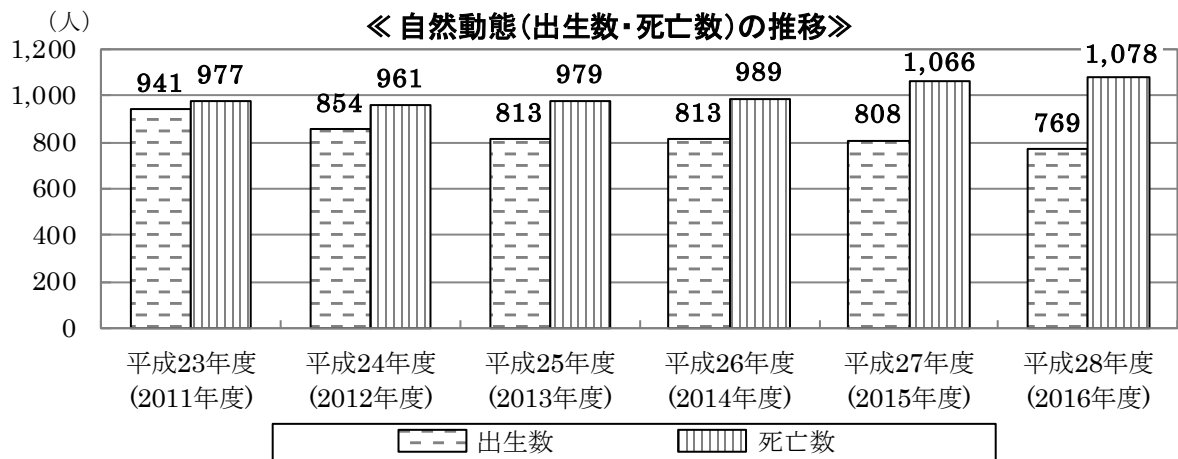
(3) 世帯数と1世帯あたりの人数の推移

世帯数は毎年増加の傾向となっている一方、1世帯あたりの人員数は毎年減少傾向となっており、世帯の少人数化が進んでいることがうかがえます。



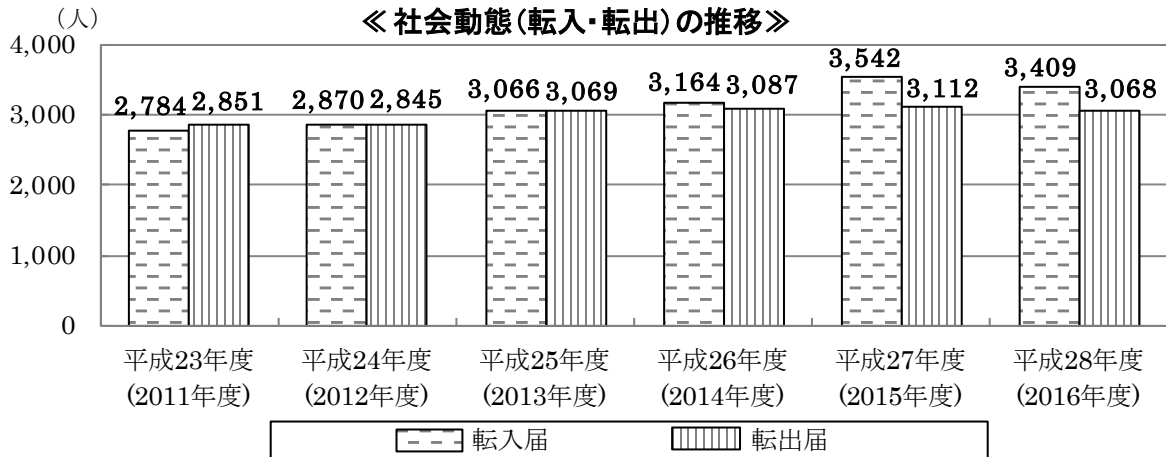
(4) 出生・死亡(自然動態)

出生・死亡(自然動態)については、出生については減少傾向、死亡については増加傾向がみられます。ともに緩やかな増減幅ですが、死亡数が出生数を上回ってきたため人口は減少しています。



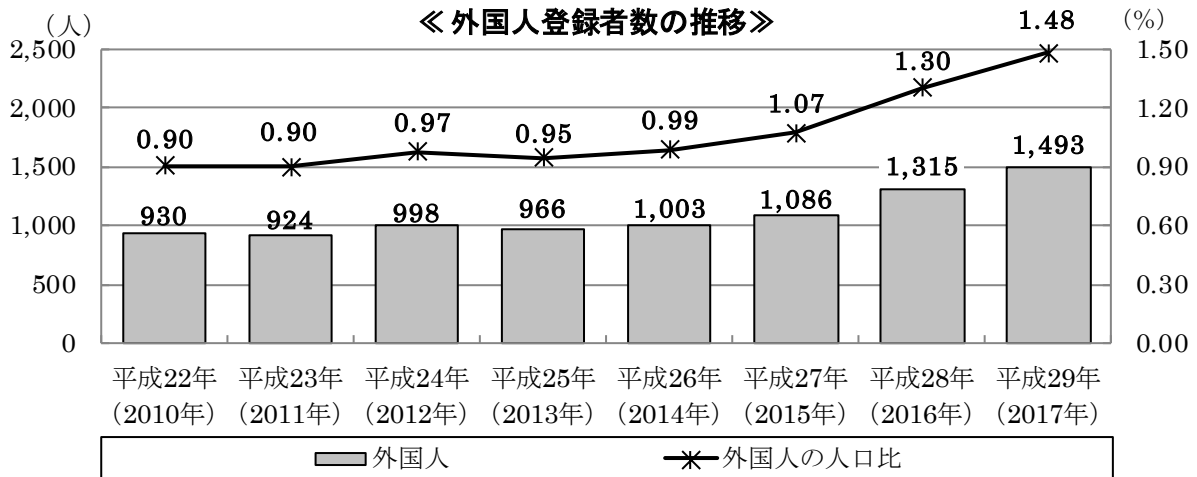
(5) 転入・転出（社会動態）

転入・転出（社会動態人口）をみると、各年度において件数の増減差にばらつきがみられます。転入・転出の件数差は平成 25 年度までは小さくなっていましたが、平成 26 年度～平成 28 年度では、転入の届出件数が多くなっています。



(6) 外国人登録者

外国人登録者数は増加の傾向にあり、平成 29 年では平成 22 年と比較して 563 人増加しており、市の総人口に占める割合は、平成 29 年では 1.48%となっています。

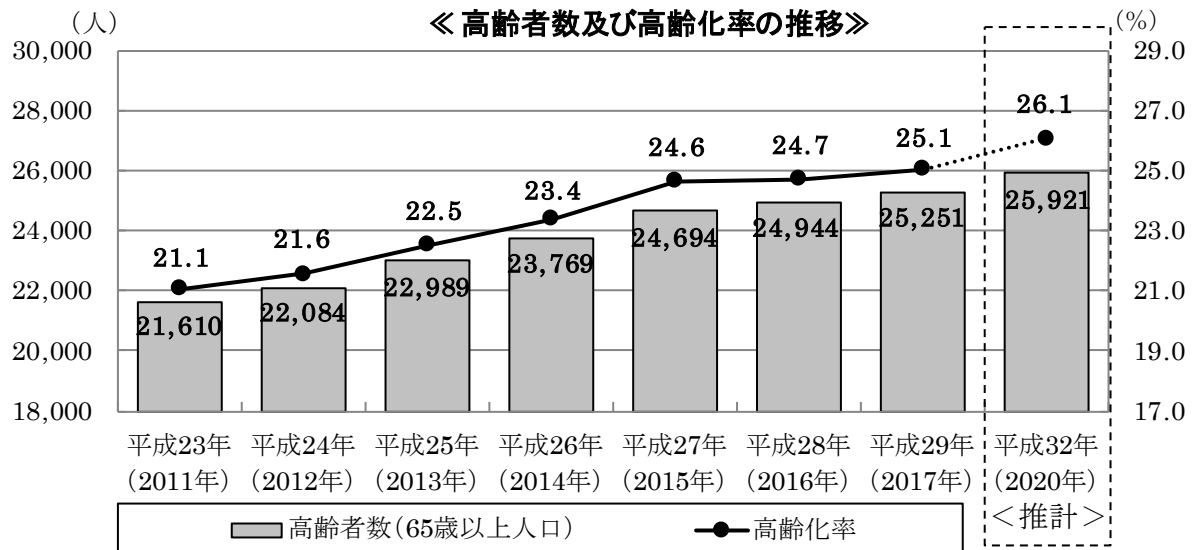


4. 泉佐野市を取り巻く現状

2) 住民の状況

(1) 高齢者（65 歳以上）数及び高齢化率

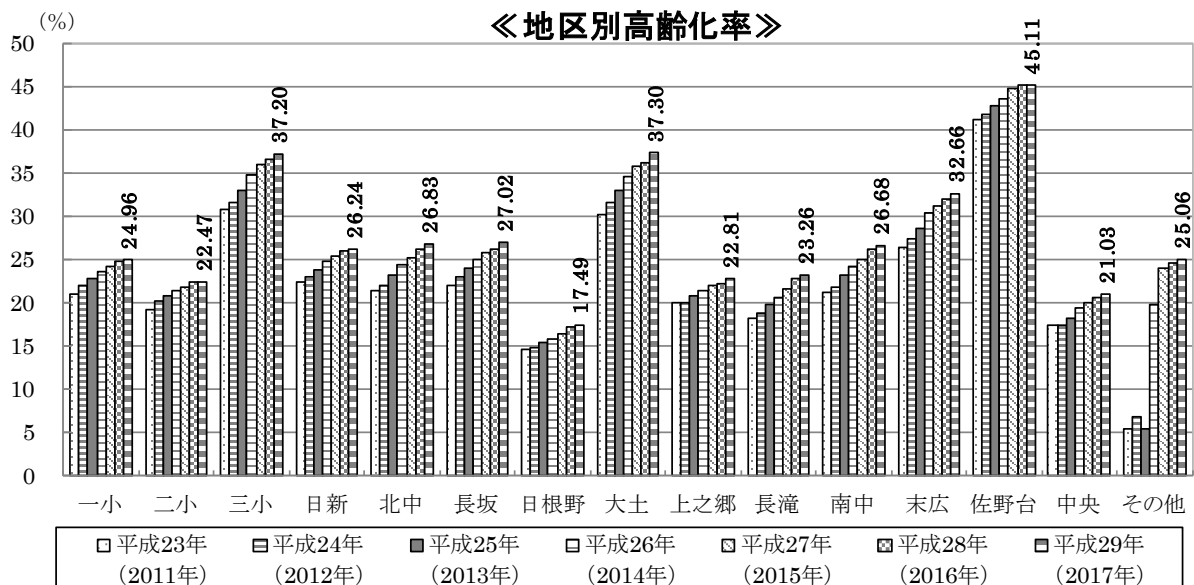
高齢者数は、年々増加の傾向にあり、それに伴い高齢化率も高くなっており、推計では、平成 32 年（2020 年）には 26.1%になる予想です。



資料：平成 23 年～29 年は泉佐野市住民基本台帳(各年 3 月末現在、法改正前も外国人を含んだ人口で計上)、平成 32 年（2020 年）は「日本の地域別将来推計人口」

(2) 地区別高齢化率

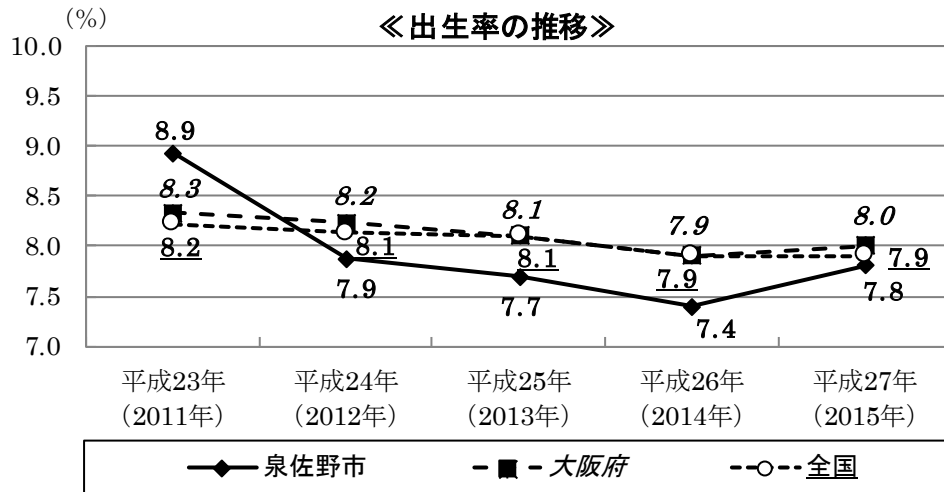
地区別に高齢化率の推移をみると、すべての地区において年々増加傾向にあり、とりわけ平成 26 年の増加率が高くなっています。



資料：泉佐野市住民基本台帳(各年 3 月末現在)

(3) 出生率

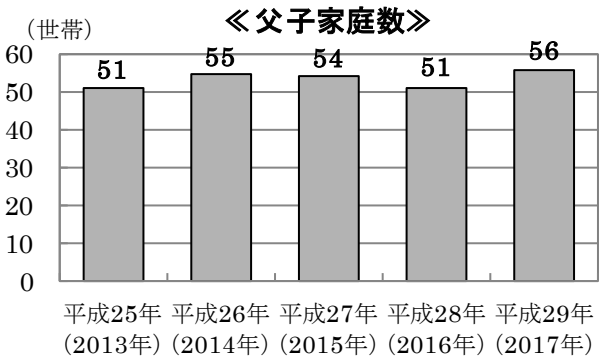
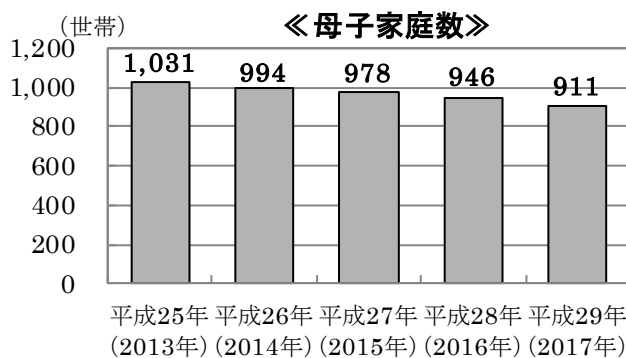
出生率の推移をみると、年によりばらつきがみられますが、全体的にみて減少傾向にあります。平成 23 年には全国・大阪府を上回っていましたが、平成 24 年以降は下回っています。



資料：泉佐野市・大阪府「大阪府人口動態総覧」、全国(統計局資料)
 出生率 = (年間出生者数 / 10月1日現在人口) × 1,000

(4) ひとり親世帯数

児童扶養手当受給世帯数の推移からひとり親世帯の推移をみると、母子家庭は年々減少しており、平成 29 年は平成 25 年に比べ 120 世帯、約 12% の減少になっています。父子家庭はほぼ横ばいで、平成 25 年から平成 29 年の間で 50 世帯台で推移しています。

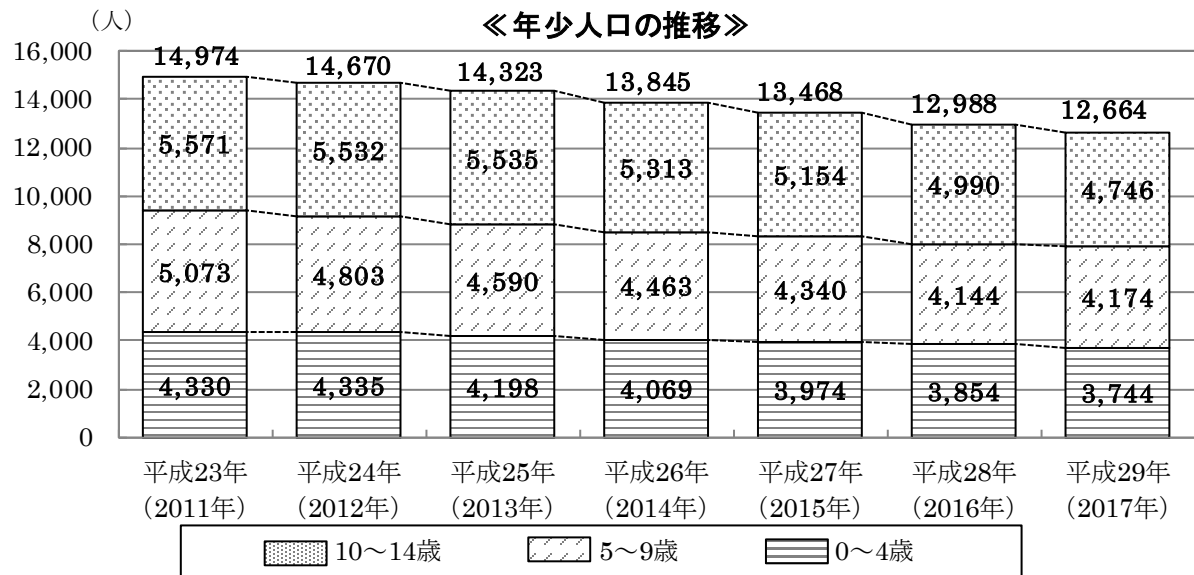


資料：泉佐野市子育て支援課（各年 3 月末現在）

4. 泉佐野市を取り巻く現状

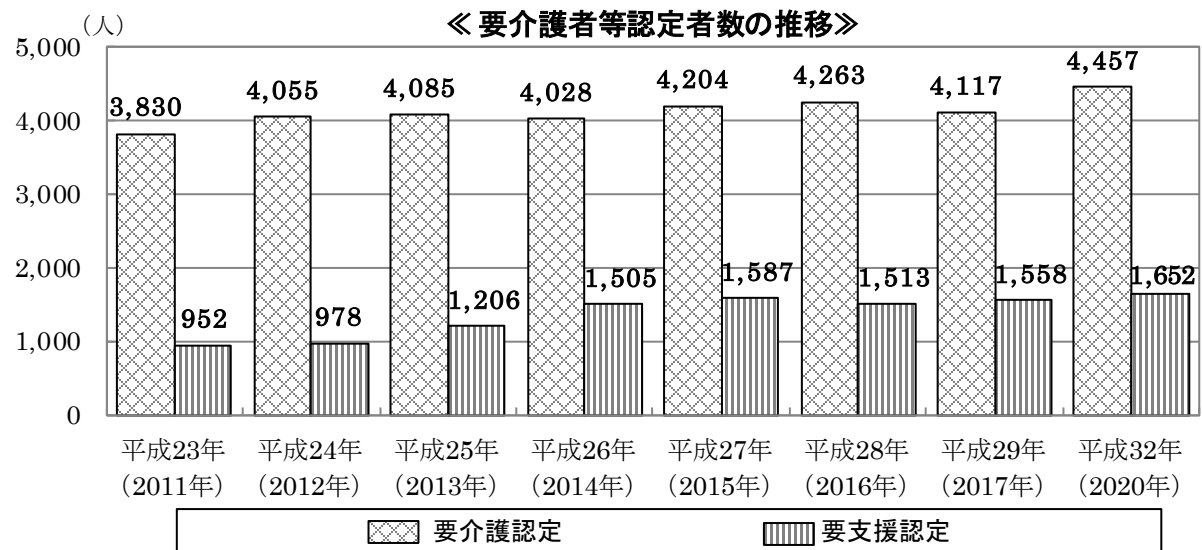
(5) 年少者人口

年少者人口を0～4歳、5～9歳、10～14歳の3世代に分けてみると、いずれも減少傾向にあります。平成29年では平成23年と比較して、それぞれ順に586人、899人、825人の減少となっており、5～9歳が大きく減少しています。



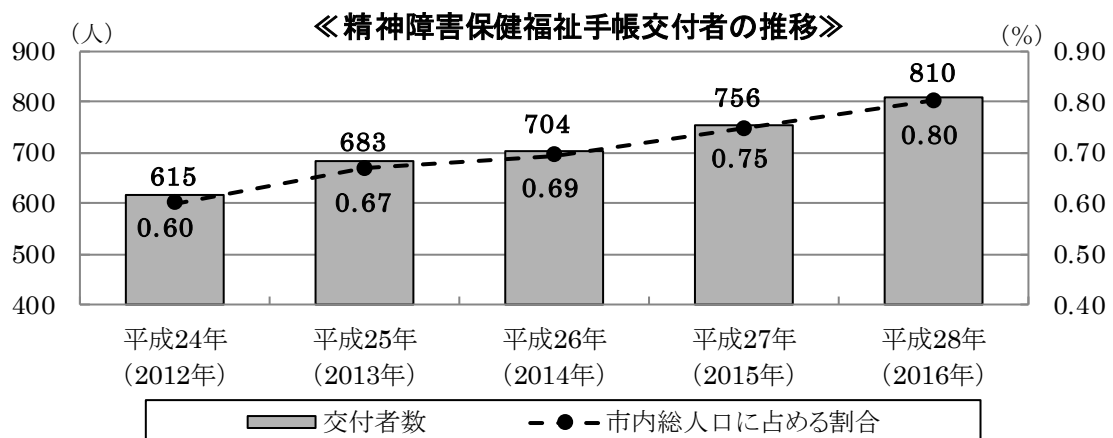
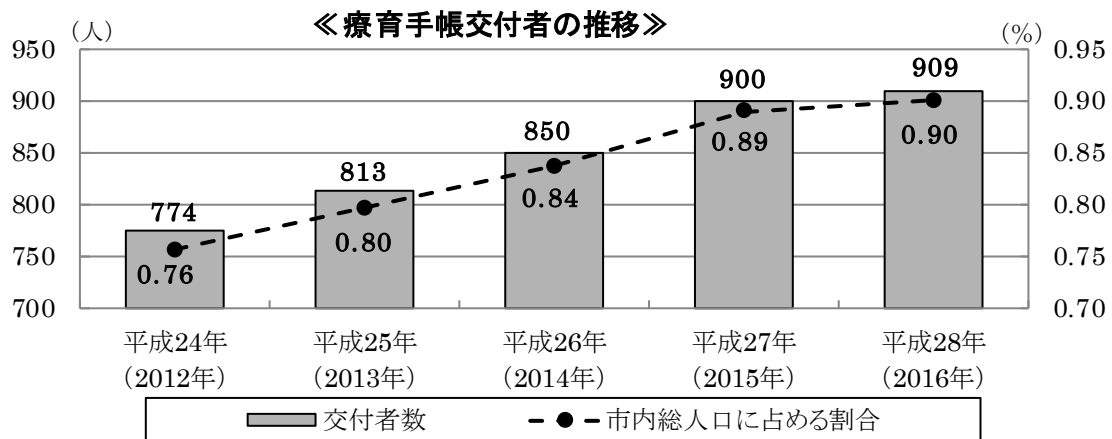
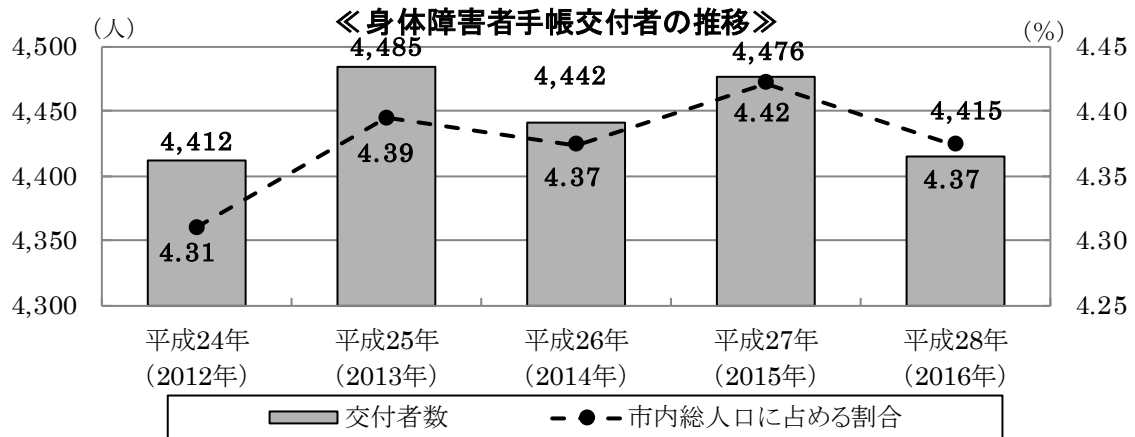
(6) 要介護等認定者数

要介護等認定者数をみると、要介護認定、要支援認定ともに多少の増減ありますが、増加傾向にあります。



(7) 障害者手帳所持者

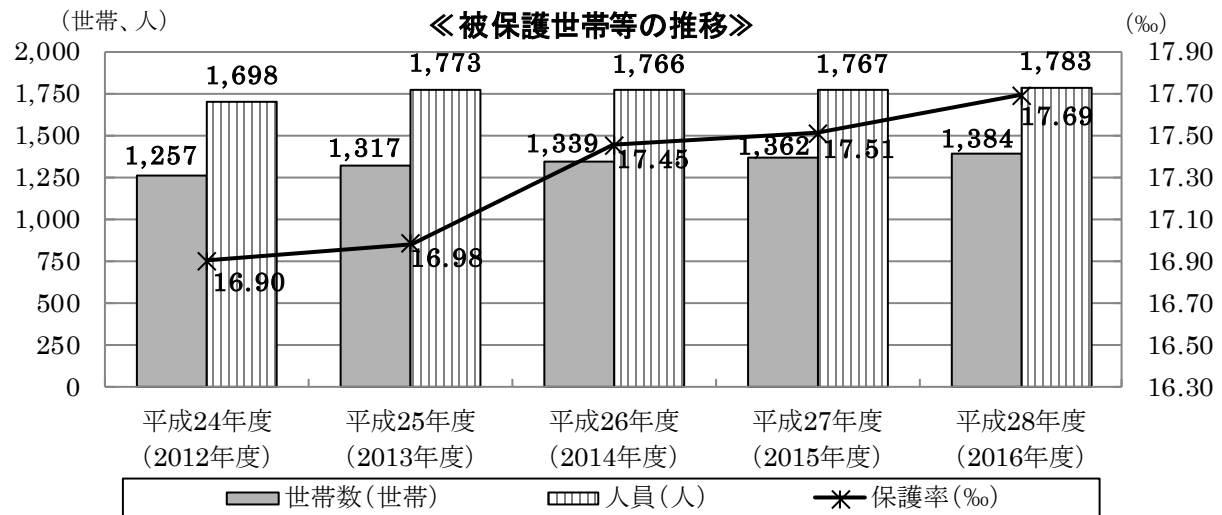
障害者手帳所持者の推移をみると、身体障害者手帳の所持者は年ごとに増減がありますが、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加傾向にあります。



4. 泉佐野市を取り巻く現状

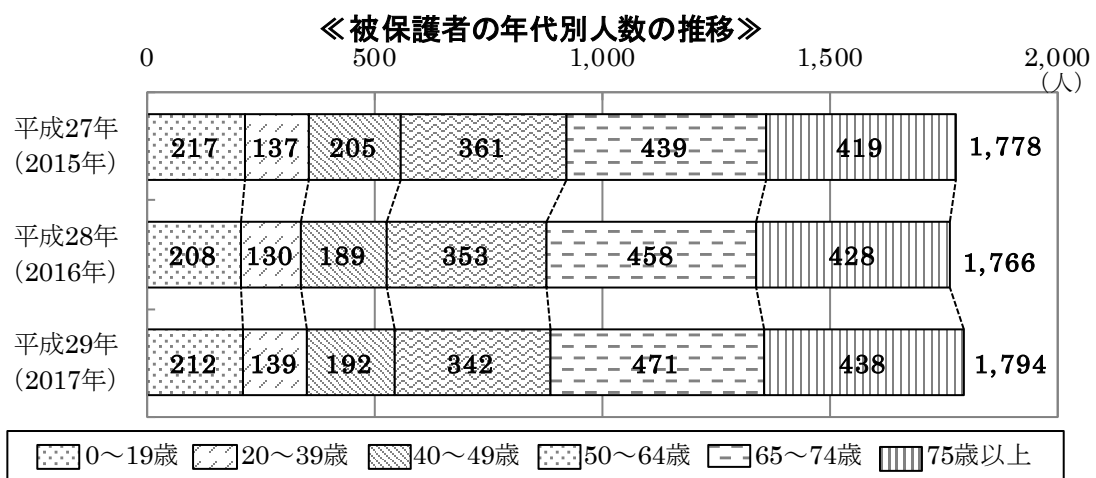
(8) 生活保護

被保護世帯・被保護世帯人員・保護率の推移をみると、各年度により増加割合は異なりますが、年々増加の傾向にあります。年代別にみると、40～49歳・50～64歳はわずかながら減少傾向がみられ、65～74歳・75歳以上は増加傾向がみられます。



(注) ‰: 千分率

資料: 泉佐野市生活福祉課 (各年 4 月 1 日現在)



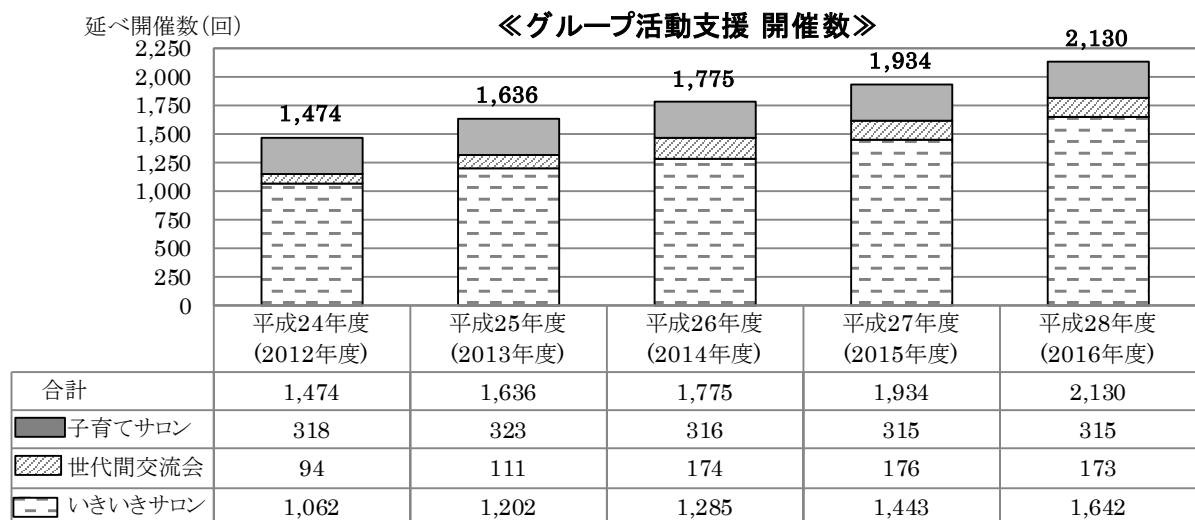
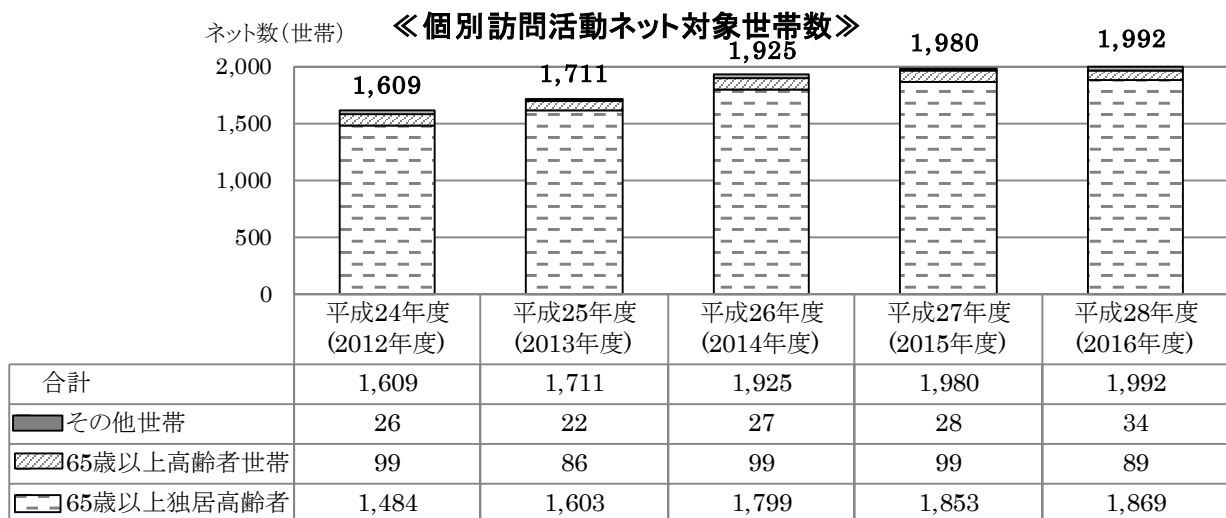
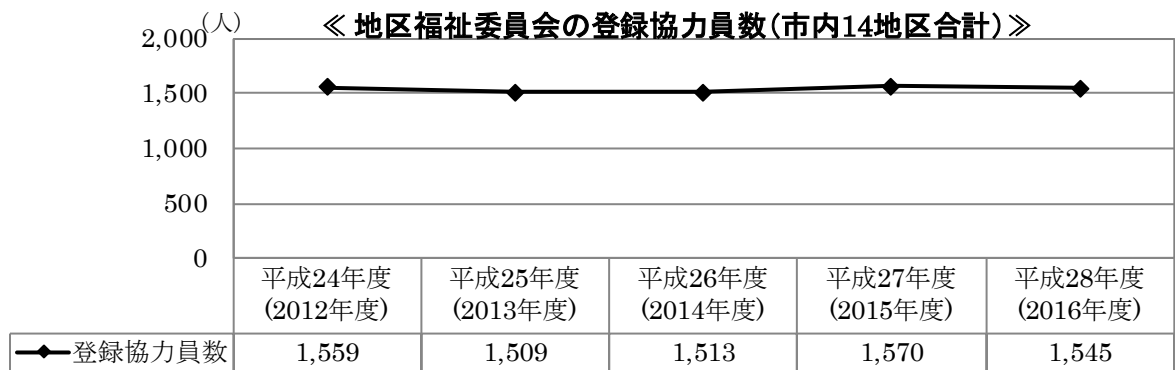
資料: 泉佐野市生活福祉課 (各年 4 月 1 日現在)

3) 地域の福祉活動の状況

(1) 地区福祉委員会活動

地区福祉委員会は、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざして、町会・自治会や民生委員児童委員、ボランティア、小学校などの様々な団体が集まって構成される団体で、市内 14 地区すべてで結成され、活動に取り組んでいます。

個別訪問活動の対象者数・グループ支援活動の開催数はともに増加しています。



4. 泉佐野市を取り巻く現状

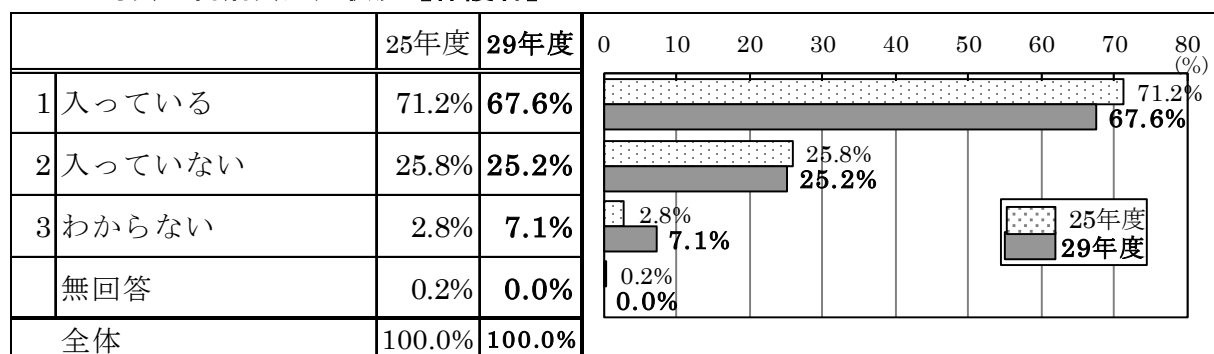
4) アンケート調査結果からみた現状

(1) 町会・自治会状況

① 保護者アンケートから

町会・自治会への加入状況では、「入っている」が67.6%（142名）で、「入っていない」が25.2%（53名）となっており、平成25年度と同じような比率となっています。入っていない理由の主なものでは「負担が多くなる」「町会がない」が各6名、「必要性がない」が5名で、以下「案内がない」、「会費が高い」、「集合住宅だから」などが挙げられています。

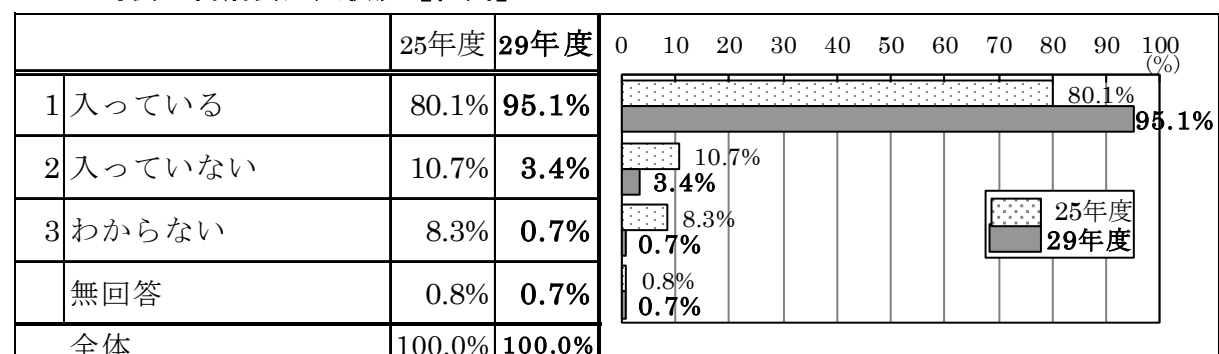
《町会・自治会加入状況【保護者】》



② 住民アンケートから

町会・自治会の加入率では、「入っている」が全体の95.1%（524名）となっており、平成25年度より増加しています。「入っていない」が3.4%（19名）となっています。入っていない理由で最も多いのが「町会がない」「マンション全体が町会に入っていない」が各3名、「案内がない」「町会の行事に参加できない」などが挙げられています。

《町会・自治会加入状況【住民】》



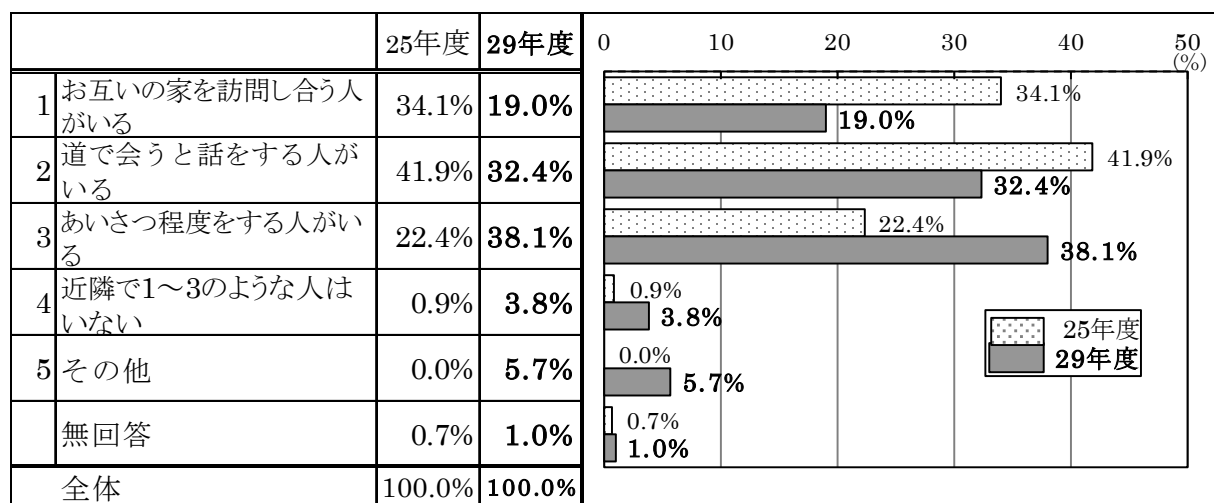
(2) ご近所との関わりや助け合いについて

① 保護者アンケートから

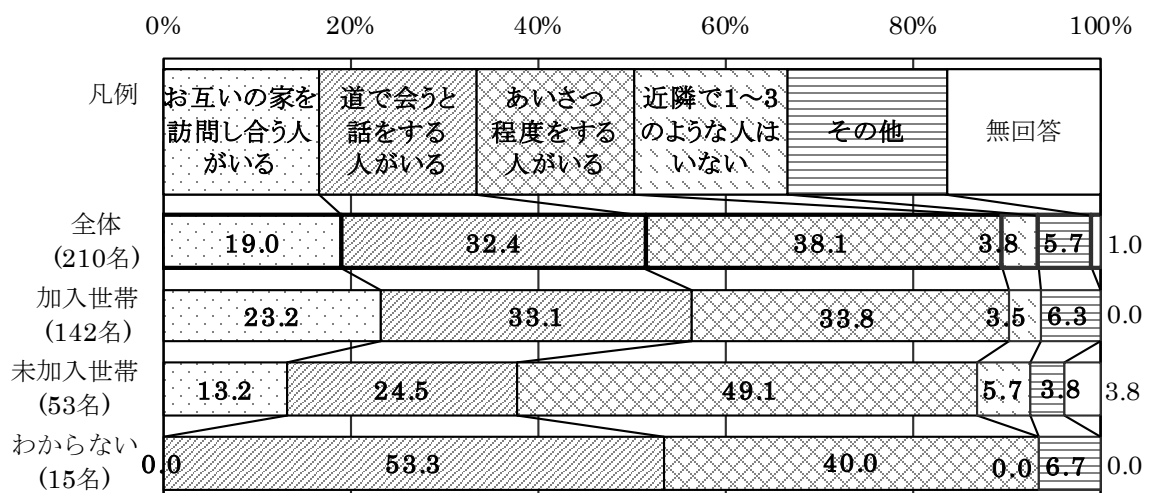
「お互いの家を訪問し合う人がある」19.0%（40名）、「道で会うと話をする人がある」32.4%（68名）、「あいさつ程度をする人がある」38.1%（80名）で、合計すると89.5%の人が近隣と良好な関係を築いていると想定されますが、平成25年度の98.4%から減少しています。また、「お互いの家を訪問し合う人がある」という、より一歩踏み込んだ関係を築いている人は平成25年度の34.1%に比べ19.0%にとどまっています。

町会・自治会の加入別にみると、交流が深いほど町会加入率が高くなっています。

《ご近所との関係【保護者】》



《町会・自治会加入別のご近所との関係【保護者】》



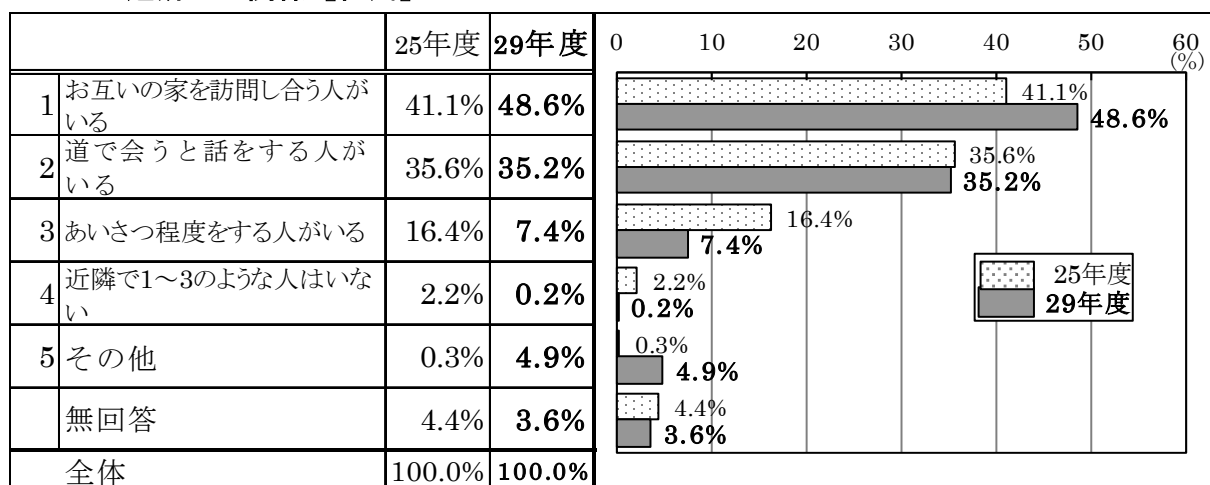
4. 泉佐野市を取り巻く現状

② 住民アンケートから

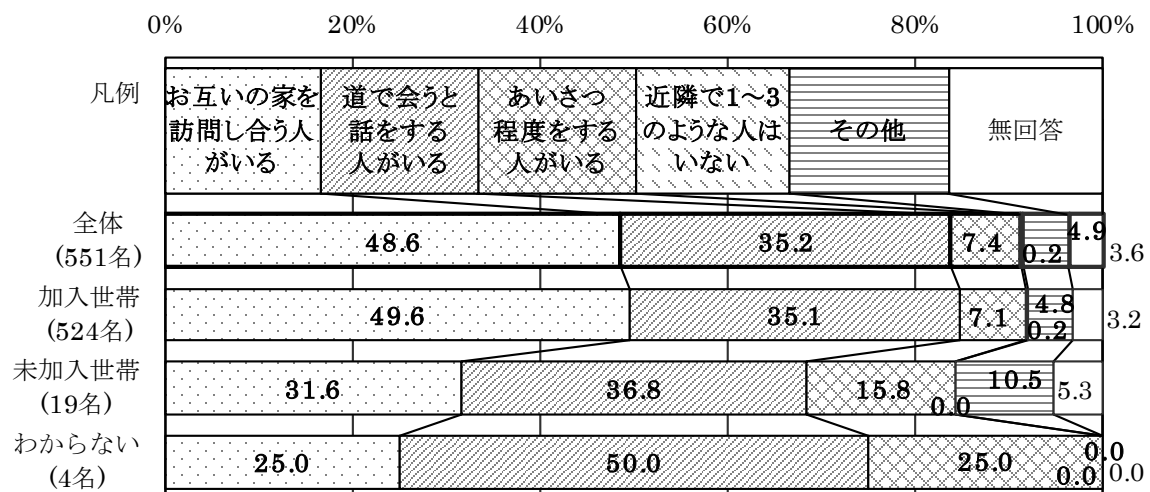
「お互いの家を訪問しあう人がいる」48.6%（268 名）、「道で会うと話をする人がいる」35.2%（194 名）、「あいさつ程度をする人がいる」7.4%（41 名）で、合計すると 91.2%の人が近隣と良好な関係を築いていると想定されますが、平成 25 年度の 93.1%から若干減少しています。「お互いの家を訪問しあう人がいる」という、より一歩踏み込んだ関係を築いている人は平成 25 年度の 41.1%に比べ 48.6%と増加しています。

町会・自治会の加入別にみると、交流が深いほど町会・自治会加入率が高いことを示しています。

《ご近所との関係【住民】》



《町会・自治会加入別のご近所との関係【住民】》

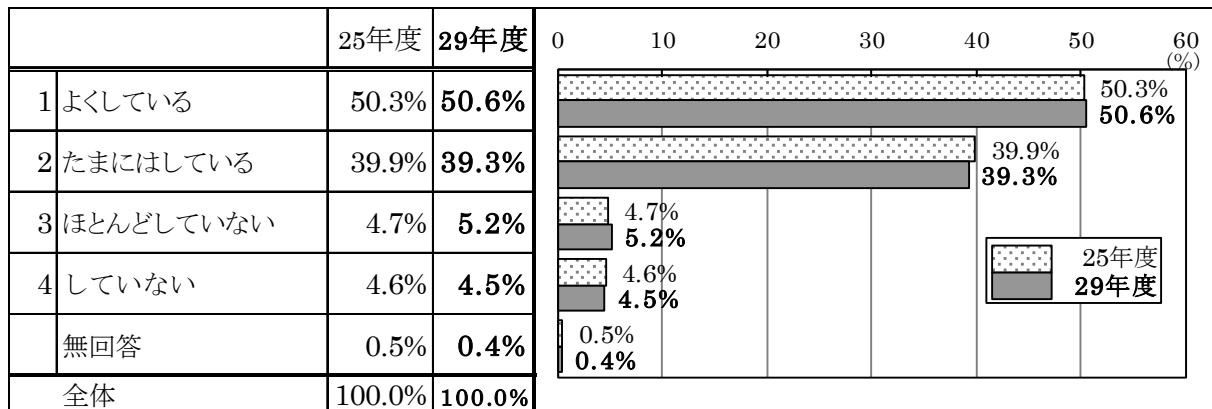


(3) あいさつの度合い

① 子どもアンケートから

近所の人とのあいさつでは、「よくしている」が50.6%（458名）、「たまにはしている」が39.3%（356名）で、「ほとんどしていない」5.2%（47名）、「していない」4.5%（41名）を大きく上回っています。「よくしている」「たまにはしている」の合計でみると、89.9%の児童があいさつをしていることになります。平成25年度の90.2%と比較し、ほぼ同じ率となっています。

《あいさつの度合い【子ども】》



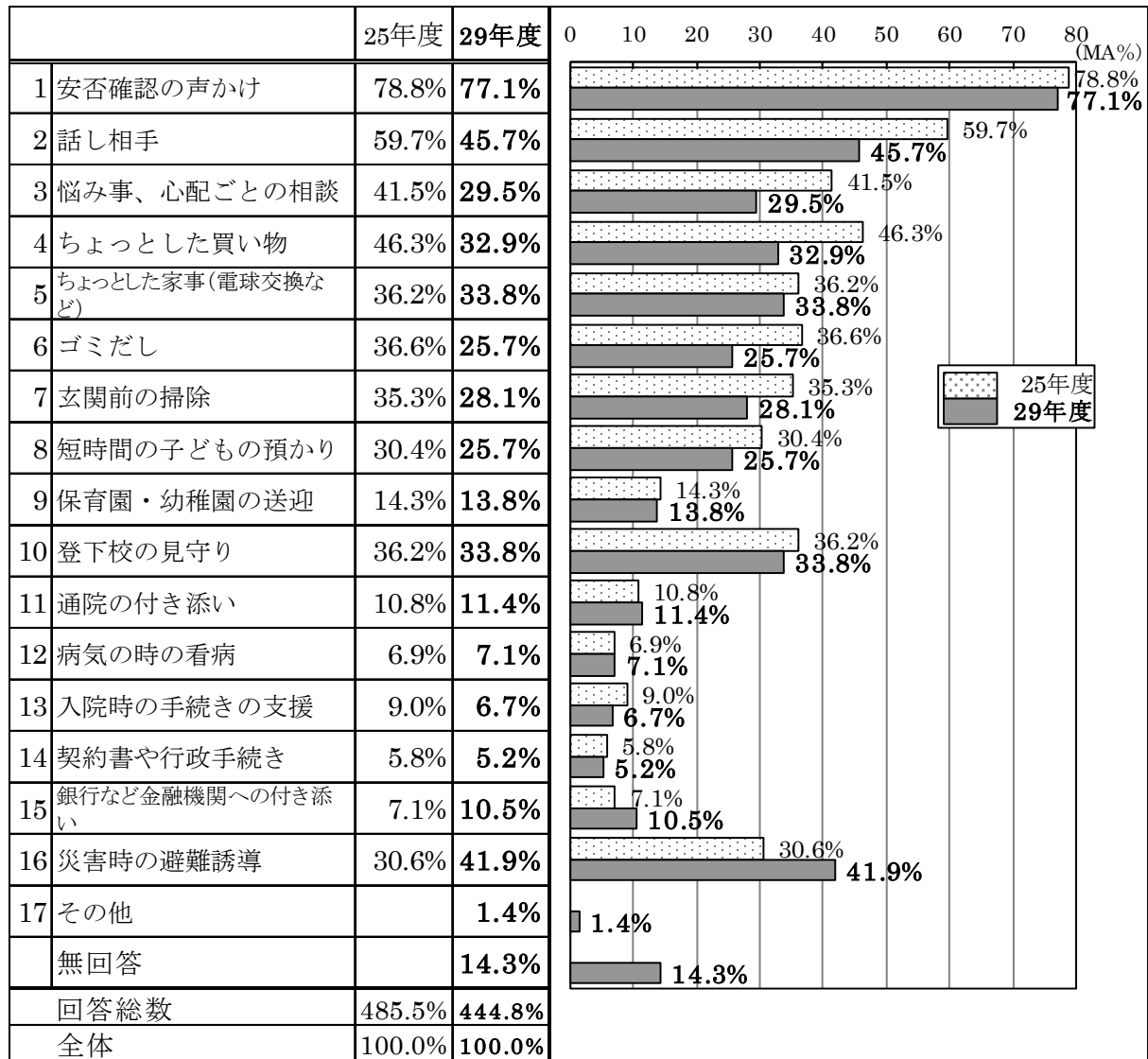
4. 泉佐野市を取り巻く現状

(4) ご近所で手助けできること／手助けしてほしいこと

① 保護者アンケートから

隣近所で困っている世帯があった場合に「手助けできること」についてみると、「安否確認の声かけ」「話し相手」「災害時の誘導避難」「ちょっとした家事」「登下校の見守り」などが挙げられています。

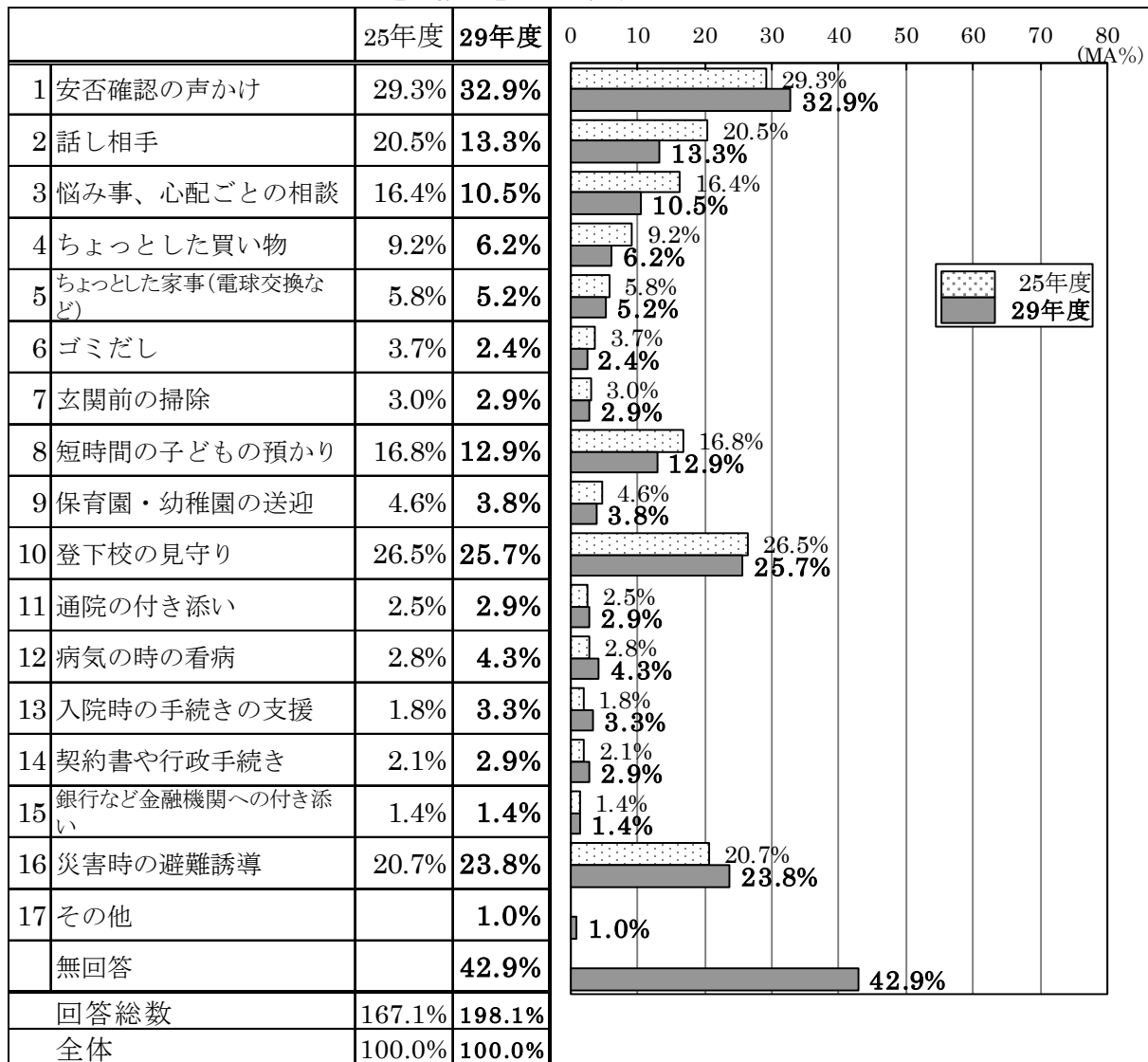
《手助けできること【保護者】》（複数回答）



4. 泉佐野市を取り巻く現状

隣近所の人に「手助けしてほしいこと」については、「安否確認の声かけ」「登下校の見守り」「災害時の避難誘導」「話し相手」「短時間の子どもの預かり」などが挙げられています。

《手助けしてほしいこと【保護者】》（複数回答）

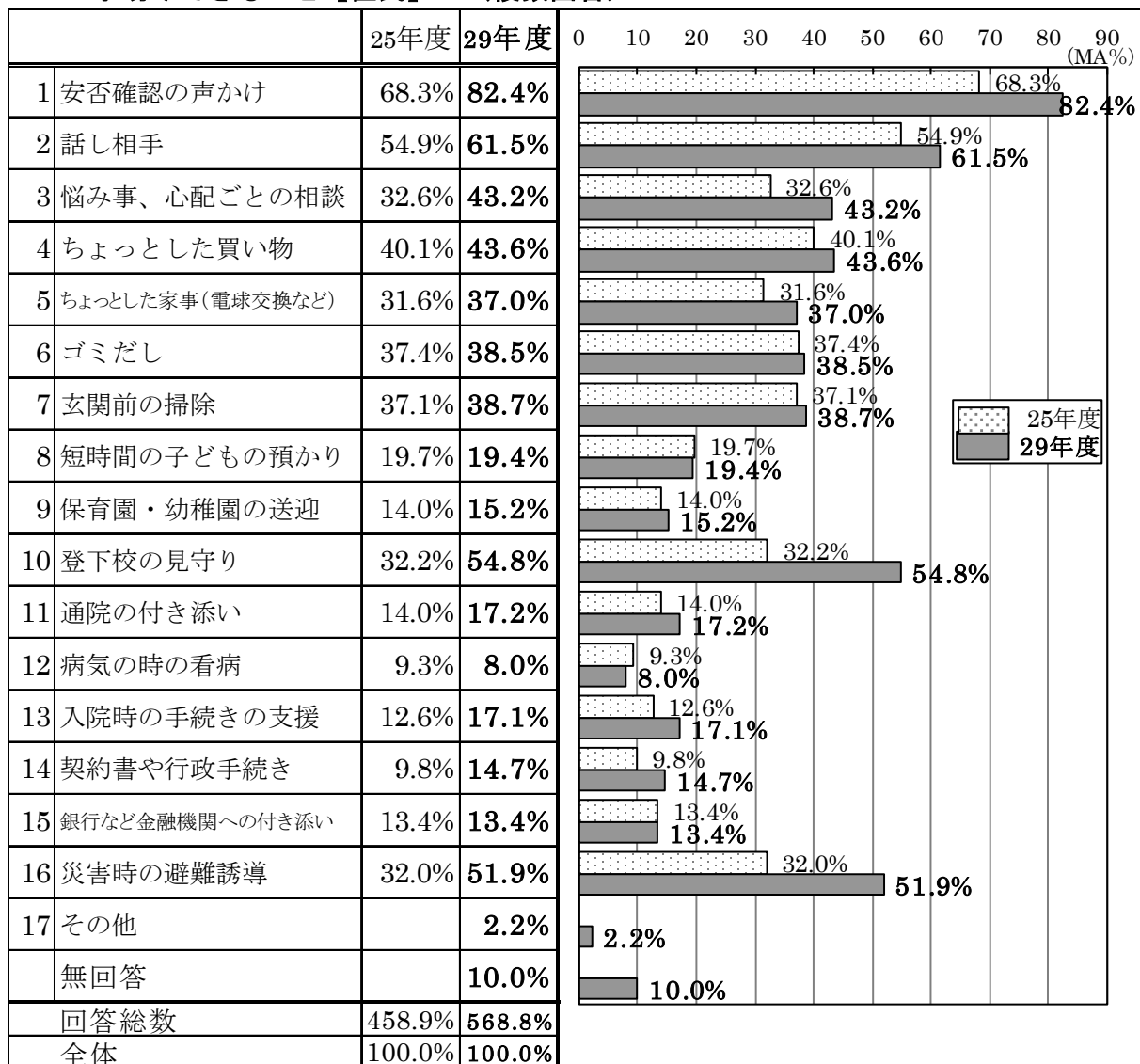


4. 泉佐野市を取り巻く現状

② 住民アンケートから

「手助けできること」について、上位から「安否確認の声かけ」「話し相手」「登下校の見守り」「災害時の避難誘導」「ちょっとした買い物」となっています。平成25年度に比べ、「登下校の見守り」「災害時の避難誘導」「安否確認の声かけ」の率が特に増加しています。

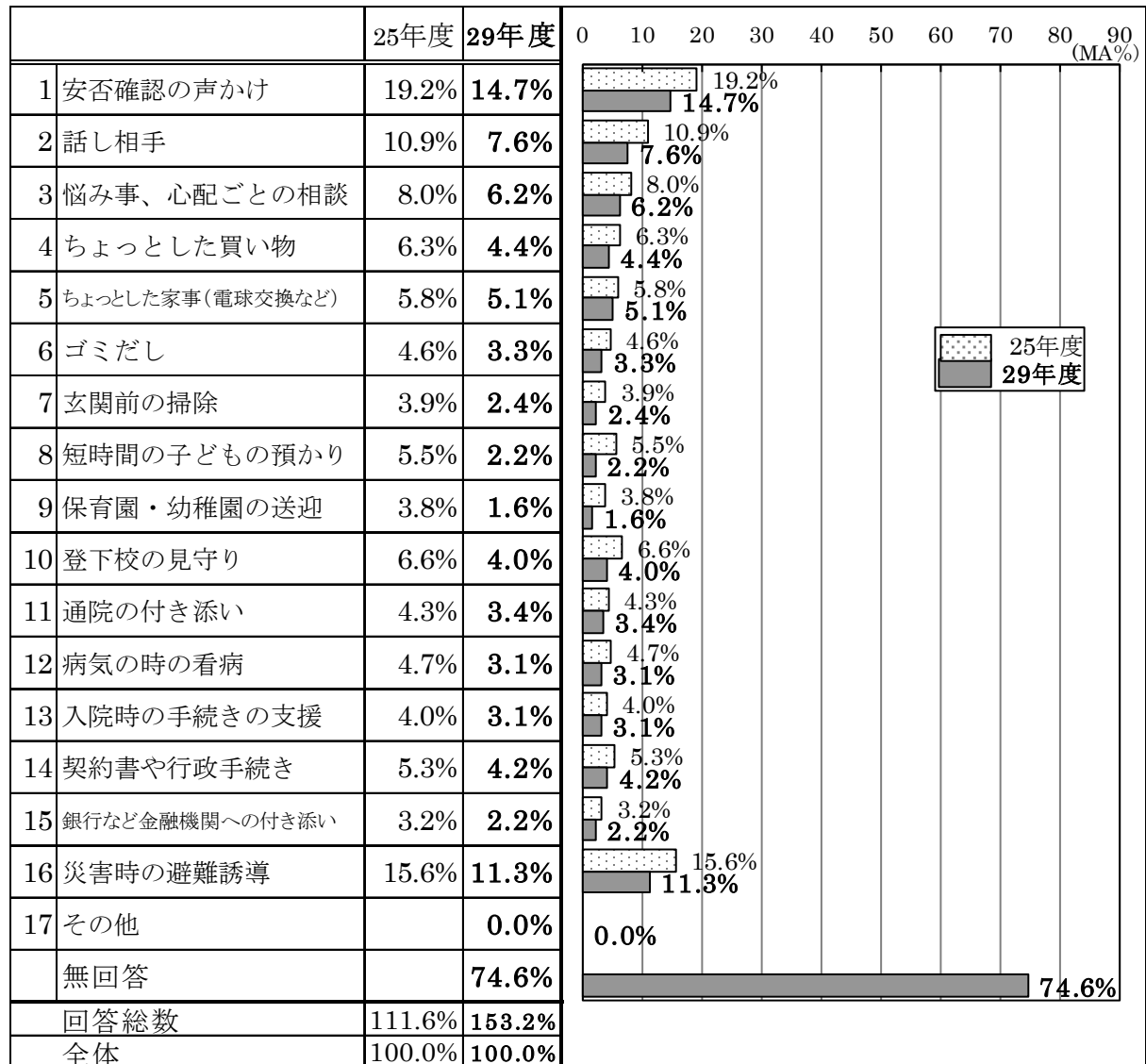
《手助けできること【住民】》（複数回答）



4. 泉佐野市を取り巻く現状

「手助けしてほしいこと」について主なものをみると、「安否確認の声かけ」「災害時の避難誘導」「話し相手」「悩み事、心配ごとの相談」「ちょっとした家事」となっています。

《手助けしてほしいこと【住民】》（複数回答）



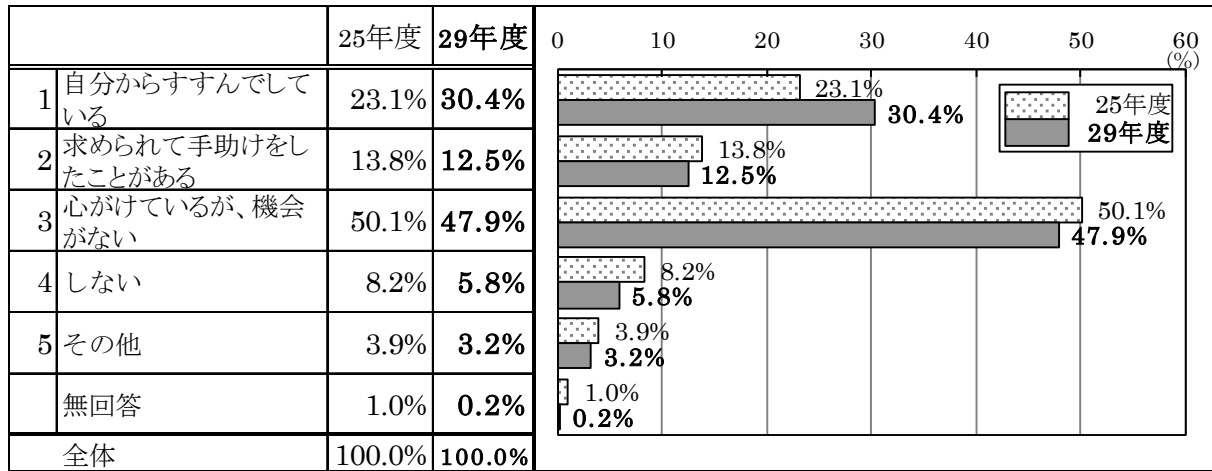
4. 泉佐野市を取り巻く現状

(5) 困っている人への手助け

① 子どもアンケートから

困っている人を見かけた時に「自分からすすんでしている」が30.4%で平成25年度の23.1%に比べ増加しています。

《困っている人への手助けについて【子ども】》



(6) 泉佐野市の将来のために

① 保護者アンケートから

《どのような取り組みがあればいいか～自由記述～【保護者】》

- ◆ **都市基盤（インフラ）を整備すること**…………… 回答数：32
 - ・子どもが安心して遊べる環境づくり（公園、学校等）…………… 11
 - ・道路、歩道の整備…………… 6
 - ・学校が遠い（学区、交通手段の考慮）…………… 4
 - ・上下水道の整備…………… 4
 - ・公共施設の建て替え整備や利用の充実…………… 3
 - ・駅前の整備・充実…………… 2
 - ・その他…………… 2
- ◆ **地域活動や地域の活性化を図ること**…………… 回答数：20
 - ・多世代交流、多文化交流など地域のふれあいの機会や場づくり…………… 11
 - ・子ども会の活性化、機能充実のための補助…………… 4
 - ・町会加入・参加促進のための対策（周知、体制等）…………… 3
 - ・新旧住民がコミュニケーションをとるための取り組み…………… 2
- ◆ **安全性を向上すること**…………… 回答数：18
 - ・パトロールの強化、防犯カメラ設置、街灯を増やすなどの防犯対策…………… 13
 - ・信号、踏切、路上駐車等の交通安全対策…………… 5
- ◆ **利便性を向上すること**…………… 回答数：14
 - ・バスルート、便数の充実…………… 4
 - ・公共交通機関の充実…………… 3
 - ・医療機関の充実…………… 3
 - ・企業や商業の誘致…………… 3
 - ・レンタル自転車…………… 1
- ◆ **福祉等の取り組みを充実すること**…………… 回答数：12
 - ・子育てしやすい環境づくり（子育て支援、援助金など）…………… 6
 - ・高齢者福祉サービスの充実…………… 2
 - ・健康増進・スポーツの普及…………… 2
 - ・学童保育時間の延長…………… 1
 - ・障害者福祉の充実…………… 1
- ◆ **環境美化・生活環境を整備すること**…………… 回答数：7
 - ・ゴミ収集、粗大ゴミやゴミ袋の無償化…………… 4
 - ・社会ルールの徹底（ゴミのポイ捨て。糞害対策、不法駐輪）…………… 2
 - ・空き家対策…………… 1
- ◆ **その他**…………… 回答数：28
 - ・（税金の軽減や地域での直接的な意見聴取など）行政への要望…………… 14
 - ・現在のままでよい…………… 5
 - ・特になし…………… 3
 - ・その他…………… 3
 - ・その他、設問と関係ない意見…………… 3

4. 泉佐野市を取り巻く現状

② 住民アンケートから

《どのような取り組みがあればいいか～自由記述～【住民】》

- ◆ **地域活動や地域の活性化を図ること** 回答数：140
 - ・多世代交流、地域のつながり・ふれあいの機会や場・行事の充実 53
 - ・町会加入・参加促進のための取組（周知、体制等） 40
 - ・地域の福祉・交流拠点づくり（高齢者カフェ、集会所、相談センター） 29
 - ・自治会組織の強化、後継者の育成 10
 - ・空き家の活用 3
 - ・子ども会加入の促進 2
 - ・地域 PR イベントや地場産品の創出 2
 - ・町会活動への参加 1
- ◆ **福祉のまちづくりを進めること** 回答数：74
 - ・あいさつや声かけ 20
 - ・若者の地域やボランティア活動参加意識の醸成 20
 - ・高齢者が住みやすいまちづくり（見守り、福祉サービスの充実） 17
 - ・新旧住民がコミュニケーションをとるための取り組み 7
 - ・協力や思いやりの気持ちの醸成 7
 - ・高齢者サービスの充実 2
 - ・障害者福祉の充実 1
- ◆ **都市基盤（インフラ）を整備すること** 回答数：56
 - ・道路、歩道の整備 17
 - ・公共交通機関の充実（バスルート、便数） 17
 - ・公共施設の建て替え整備や利用の充実 6
 - ・公園等の整備・充実 5
 - ・上下水道・都市ガスの整備 5
 - ・信号、踏切等の交通安全対策 3
 - ・銀行、農協、郵便局、ガソリンスタンドがない 2
 - ・駅前の整備・充実 1
- ◆ **若者定住の取り組み・子育て支援を充実すること** 回答数：41
 - ・若者が住みたくなる環境づくり 13
 - ・買い物が不便（店舗が少ない、遠い） 13
 - ・子育てしやすい環境づくり（子育て支援、見守り、医療費補助など） ... 11
 - ・雇用の場の創出 4
- ◆ **環境美化・環境整備を推進すること** 回答数：23
 - ・きれいなまちづくり（地域や河川の清掃、花いっぱい運動等） 10
 - ・騒音対策、悪臭対策 5
 - ・ゴミ出しルールの徹底 2
 - ・ゴミ収集サービス 2
 - ・ゴミのポイ捨て禁止、糞害対策 1
 - ・カラス対策、糞害対策 1
 - ・野良猫対策 1
 - ・自然環境の保全 1
- ◆ **安全性を向上すること** 回答数：22
 - ・パトロールの強化、街灯を増やす、空き家対策などの防犯対策 16
 - ・防災訓練や防災に関する情報の周知 6
- ◆ **行政サービスを充実すること** 回答数：17
 - ・（町会加入促進や来街者用駐車場整備など）行政への要望 14

• 広報の充実、各種情報の周知徹底	3
◆ 教育・医療を充実すること	回答数：7
• 教育力の向上	3
• 医療機関の充実	3
• 健康診断の充実	1
◆ その他	回答数：32
• 現在のままでよい	14
• 飲酒喫煙の禁止	1
• わからない、思いつかない	3
• 特になし	6
• その他、設問と関係ない意見	8

4. 泉佐野市を取り巻く現状

(7) 泉佐野市の将来イメージ

① 子どもアンケートから

《将来どんな地域になっているか～自由記述～【子ども】》

◆ 安心・安全なまち.....	回答数 : 355
・優しい人が多く、思いやりや助け合いができるまち.....	122
・事故やトラブル、犯罪のない安全なまち.....	83
・明るく元気で楽しい地域.....	76
・平和なまち.....	37
・笑顔のあふれるまち.....	10
・子どもとふれあえる行事のあるまち.....	7
・いじめや差別のない.....	7
・物価が安くて暮らしやすい.....	5
・子どもや高齢者が安心して過ごせる.....	5
・災害に強いまち.....	3
◆ にぎわいのある住みやすいまち.....	回答数 : 213
・便利、環境がよい、快適に過ごせて暮らしやすい良いまち.....	57
・デパート、ショッピングセンター、コンビニ等の商業施設が増えている.....	50
・もっと都会になり、にぎやかで発展している.....	39
・有名になって観光客がいるまち.....	15
・人口が増えている.....	15
・スポーツが盛ん.....	9
・安定した就職先・給料がもらえる.....	9
・若い人や子どもが多い.....	8
・交通が便利になっている.....	6
・その他.....	5
◆ 自然環境が豊かなまち.....	回答数 : 191
・ゴミがなく、まち並みがきれい.....	110
・自然が豊かな地域.....	48
・空気のきれいなまち.....	12
・穏やかで落ち着いた静かなまち.....	7
・エコやりサイクルなど環境に配慮したまち.....	6
・田んぼが多く残り農業が盛んになっている.....	6
・高層建築が少ないまち.....	2
◆ あまり変化のないまち.....	回答数 : 72
・今のまま変わらないでほしい.....	58
・そんなに変わっていないと思う.....	14
◆ 子どもにとっての理想郷.....	回答数 : 34
・公園は広く多くて遊べる場所が増えている.....	22
・子どもが遊べる施設（プールや遊園地等）が増えている.....	12
・ゲーム関係の店が増えている.....	8
・お金持ちになり家も豪華になっている.....	5
・その他.....	5
◆ 近代的なまち.....	回答数 : 34
・建物、高層の建物が増えている.....	16
・機械化が進み近未来シティになっている.....	12
・田んぼが減り農業が衰退している.....	5
・社会が進歩している.....	1

◆ 学校関連	回答数 : 5
・学校を残してほしい.....	3
・土曜授業がなくなって休める	2
◆ その他	回答数 : 44
・わからない	25
・ない	10
・土地、地域の範囲が増えている	4
・その他	5

5. 重点項目の取り組み状況

重点項目 1 CSW を中心とした相談支援体制の確立

(1) 中間報告：平成 27 年度～29 年度

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域のなかで潜在化しやすい、制度の狭間や、複雑・多様化している福祉課題等に対応するための専門職として、本市では平成 27 年度より配置や機能の再構築を行いました。

地域格差のない相談支援や市民への効果的な啓発を行うためには、事業を一元的に実施することができる体制が必要であり、新たに基幹型 CSW を市社会福祉協議会に配置することにより【体制図参照】、委託法人間の調整や各関係機関との連携がスムーズになるとともに、市社会福祉協議会の地区担当者（CoW）との連携も強化され、CSW と地区福祉委員会等とのつながりもより活発になりました。個別の相談内容に対応しながら、地域からの孤立防止のため地域のサロン等への参加につなぎ、支援や見守りの輪がひろがるといった事例もみられるようになりました【事例参照】。

また、基幹型 CSW を配置することで、CSW 同士の情報共有が効果的に実施できるようになり、学識経験者によるスーパーバイズ¹に加え、日常的にスーパーバイズできる環境が整い、地区担当 CSW のスキルも向上しています。

CSW の相談対応延べ件数は、計画策定時と比較して、1,082 件から平成 28 年度末には 7,665 件と大幅に増加しています。件数増加の要因としては、地域において SOS をキャッチする受け皿として身近な相談窓口として認識が広がったことや小中学校への周知による新規相談の増加、さらに相談内容の複雑化・多様化により延べ対応件数が増加していることが考えられます。

(2) 今後の取り組み：平成 30 年度～32 年度（2020 年度）

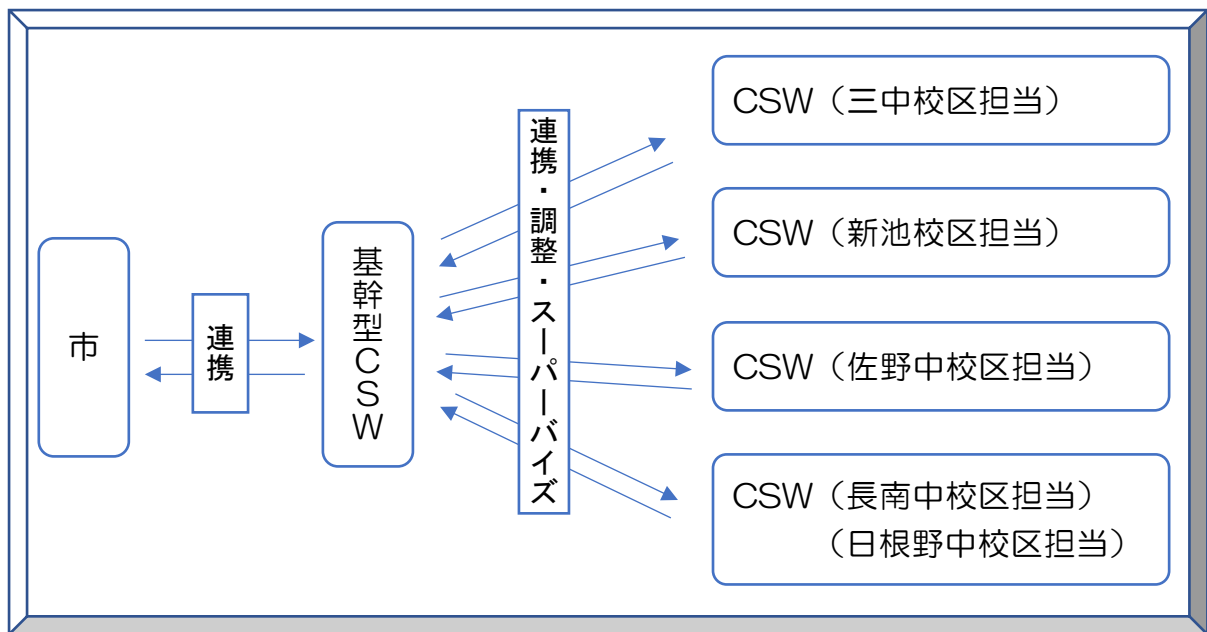
地域包括ケアシステムや我が事・丸ごとの地域共生社会づくりのなかで、個別支援と地域支援をつなぐ CSW が果たす役割はますます大きくなります。

現在の相談支援体制を活かし、さらにアウトリーチによる課題の発見機能を充実させ、個別の相談に対応していくことに加え、地域課題の解決のための関係機関のネットワーク強化や地域づくりに取り組むことができるように、引き続き市社会福祉協議会地区担当者（CoW）との密な連携をはじめとした推進体制を確保していきます。

また、「子ども・高齢者・障害者などの全ての人が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するために、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた相談体制のあり方について論議を進めていきます。

¹ スーパーバイズ……支援の過程についての指導や助言をおこなうこと

《泉佐野市 CSW 配置体制図》



《事例》個別から地域につながった事例

【相談内容】

地域内に敷地が空き家のように荒れ放題になっている家がある。一人暮らしの高齢者が住んでいると思われるが、最近姿もあまり見かけないので入院したりしているのか、亡くなったのか不明。

防犯上もよくないと思うがどうしたらよいか。



【CSW の動き～支援内容～】

- ① 本人宅を訪問し、認知症の高齢者が一人暮らしをしていることが判明。
- ② 庭の除草等、生活に必要な手続きが適切にできていない状況だったため、地域包括支援センターと連携し、各種手続き支援や、室内環境を整えるため介護保険サービスを導入した。
- ③ 地区福祉委員会が実施している高齢者サロンに参加できるよう調整。
- ④ サービスを利用しながら、地域のサロンにも参加し、住み慣れた地域での生活を継続できている。

重点項目 2 生活困窮者への支援と体制づくり

(1) 中間報告：平成 27 年度～29 年度

地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するための制度として、平成 27 年 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業については、生活福祉課に自立相談支援機関を置き、必須事業である「自立相談支援事業」「住居確保給付金」をはじめ、任意事業である「一時生活支援事業」の 3 事業で取り組みを開始しました。

平成 28 年度からは、大阪府の呼びかけにより、大阪府生活困窮者等広域就労支援準備事業に参加し、生活習慣の形成のための訓練が必要であったり、就労に対して自信を喪失しているなど、就労に関する問題を抱えている生活困窮者や生活保護受給者を対象に、職場見学や就労体験、就労に関する講座などを開催して、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に向けた支援を行いました。

法施行後の自立相談支援事業における 2 年間（平成 27～28 年度）の状況としては、新規相談者は 336 件、自立支援計画の作成による継続的な支援を行った人は、57 人となっています。

新規相談者は、関係機関等との連携によって、すこしずつ増えてきてはいますが、自立支援計画の作成件数は国の目安値である新規相談者数の 50% の水準には届いていません。それは、自立支援計画作成を必要とせず関係機関につなぐことで課題が解決されるような相談がほとんどであることによるものです。

また、法施行 1 年目の平成 27 年度においては、生活困窮者として支援を行っていた 29 名のうち、11 名（37.9%）が生活保護の受給に至っており、訪問支援等を含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るという点においては、自ら SOS を発することができない人などを早期に把握するために、広報活動や関係機関との連携体制の構築など、今後、より一層推進していかなければならない課題が見えてきます。

(2) 今後の取り組み：平成 30 年度～32 年度（2020 年度）

これまでの福祉制度は、高齢者、障害者、児童といった特定の対象者・分野ごとに展開されてきました。

しかし、近年の生活困窮に関する課題は、雇用、教育、住宅などの課題だけではなく、社会的な孤立や医療問題など複合的に課題を抱える場合や本人のみならずその家族にも課題があって、それが絡み合っている場合もあります。

このような状況に対して、現在の自立相談支援では、経済的に困窮している人だけではなく、制度の狭間に置かれている人や制度の狭間に陥る可能性のある人も広く受け止め、現行の制度のみでは支援することが難しい人に対する支援も実践しています。

今後は、さらなる相談支援の充実に向けて、法に基づく事業等のみで実施するだけ

ではなく、法以外の各種制度やサービスも広く活用し、生活困窮者の自立と尊厳を大切にしながら、支援を進めていきます。

就労支援については、特に生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、自尊感情や自己有用感を喪失しているなどの課題を抱えている人に対しては、一歩踏み出すための支援が必要になるため、関係機関と連携して、職場見学や職業体験など就労に向けた準備に必要な支援を、計画的かつ一貫して実施していきます。

また、社会参加に向けての居場所づくりや就労先等の開拓、支援付きの就労を、より一層充実させるための取り組みを進めていきます。

生活困窮者支援を進めるうえでは、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくり、包括的な支援体制づくり、そして自立した生活を継続するための社会資源の整備を行うことが重要となります。

生活困窮者支援の仕組みが地域に根付き、地域の多様な課題の解決に資するものとなるよう関係機関・地域と協働して取り組みを進めていきます。

重点項目 3 権利擁護の推進

(1) 中間報告：平成 27 年度～29 年度

本市より市社会福祉協議会へ委託している権利擁護支援センターでは、地域で誰もが、自分らしく、安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センター、基幹相談支援センターとの連携により、虐待や成年後見制度等の権利擁護に関する相談に対応しました。広報活動では、各種啓発冊子を作成し、権利擁護についての正しい理解や、成年後見制度の利用促進等周知・啓発にも取り組みました。（下写真）

成年後見制度の新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う市民後見人の養成事業では、市や市社会福祉協議会、大阪府後見支援センターによるバックアップ体制を構築し、活動支援を行いました。

また、市と市社会福祉協議会の担当者で構成する権利擁護担当者会議を開催し、情報共有をしながら、市民後見人養成・活動支援事業の推進や成年後見審判市長申立の対象者の検討等について論議しました。



左）市民向け冊子『成年後見制度とは』
右）支援者向け冊子『福祉職のための意外と知らない法律あれこれ』

成年後見審判申立数は、計画当初の 10 件から平成 28 年度は 2 件と下降気味となっており、取り組みの強化が必要となっています。市民後見人バンク登録者数は、計画当初の 8 人から平成 28 年度は 13 人と順調に増加しています。

(2) 今後の取り組み：平成 30 年度～32 年度（2020 年度）

成年後見制度に関しては、平成 29 年 3 月に国で策定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進計画」を踏まえ、市民の皆様へ制度の周知・啓発活動を行いながら、利用が必要な人を発見し、適切に支援につなげるために、成年後見審判市長申立の実施や市民後見人の養成および支援を進めていきます。

また、虐待の早期発見・対応における、行政・福祉・医療・地域・法律・教育の関係者連携に加え、虐待の発生を予防する地域のネットワークづくりに努めていきます。

重点項目 4 避難行動要支援者への支援と体制づくり**(1) 中間報告：平成 27 年度～29 年度**

近い将来起こり得る大規模災害への備えとして、平常時における見守り活動も含めた支援体制づくりとして、平成 26 年度より「地域の絆づくり登録制度」を実施しています。

市と自主防災組織や地区福祉委員会等の地域支援団体が協定を結び、避難行動要支援者名簿の提供が行われている地域は 34 か所となり、災害発生時には安否確認や避難誘導に活用できる体制が整いつつあります。

災害時に対応するためには、日常からの地域のつながりが重要であり、名簿提供による情報共有にとどまらず、平常時からの見守り活動等、住民同士の顔の見える関係づくりが必要です。地域の絆づくり登録制度では、登録者一人ひとりに合わせた支援内容が確認できる個別計画の作成を進めており、246 件が作成されています。個別計画の作成までには、地域支援団体の支援者が目的を共有し、打ち合わせや会議、グループワークを含めたきめ細やかな調整を行う等、時間をかけて丁寧に実践を積み重ねています。年度ごとに役員が交代する団体も多く、継続的な活動としていくためには、その取り組みの過程をコーディネートすることができる体制が不可欠です。

福祉避難所の増設については、民間福祉施設等に対し意見交換会の開催や協定可能施設調査を行い、3 月 26 日に 12 法人 18 施設と協定を締結しました。

(2) 今後の取り組み：平成 30 年度～32 年度（2020 年度）

避難行動要支援者への支援の輪を広げていくためには、地域支援団体の取り組みを進めるだけでなく、要支援者への防災意識の向上を含めた啓発が必要です。

また、登録者が日常的に利用している福祉サービスの事業者と地域支援団体の連携も必要であり、福祉サービス事業者の災害時の取り組みについても併せて周知・啓発を進めていきます。

重点項目 5 福祉を支える人づくり

(1) 中間報告：平成 27 年度～29 年度

地域福祉活動を進めるためには、それを実践する人材が必要不可欠であり、様々な切り口から、多様な機関が人材育成や人材の登録を進めています。

地域での声かけ・見守り活動や地区福祉委員会の活動の中心を担っていただいていることが多い民生委員児童委員については、定数に対する充足率の低下が全国的な課題となっていますが、市は民生委員児童委員の活動の支援、協力のため町会・自治会との連携を密にしている他、平成 29 年度に、大阪府「民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクト」に参加し、大学生のインターンシップ受け入れを行いました。

《事例》民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクト

大阪府では、「民生委員・児童委員」の活動を広く周知し、認知度の向上と担い手確保を図るため、平成 28 年度より府内 16 自治体及び関西の 10 大学（参加学生数 54 名）の参画を得て、「民生委員・児童委員活動の見える化プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトでは、大学生が民生委員・児童委員活動の現場をインターンシップ体験することを通じて、地域福祉の現状・課題等を学び、地域活動に関心を持っていただくとともに、民生委員・児童委員活動の意義や魅力を、ご家族や地域住民の方々に伝えてもらう予定です。

1 研修時期

平成 29 年 8 月 14 日（月）から 11 月 26 日（日）のうち、概ね 10 日間
（インターンシップ先の日程により若干異なる）

2 参加大学及び学生数 10 大学 54 名

3 参画自治体 府内 16 自治体

4 研修プログラム

(1) 事前研修（8 月 14 日（月）及び 8 月 15 日（火））

- ・民生委員・児童委員活動に求められるスキル・ノウハウ
（制度概要・個人情報の取扱い等）や活動の PR 内容（動画・フリーペーパー等）の作成手法を習得する

(2) インターンシップ（泉佐野市・8 月 18 日（金）

～9 月 8 日（金）のうち 6 日）

- ・民生委員・児童委員に随行し、地域福祉の実態・課題等を把握する

(3) 事後研修（9 月 14 日（木）及び 9 月 15 日（金））

- ・インターンシップのふりかえりを行い、活動報告会の発表資料をとりまとめる
- ・民生委員・児童委員活動の PR 内容を作成し情報発信を行う

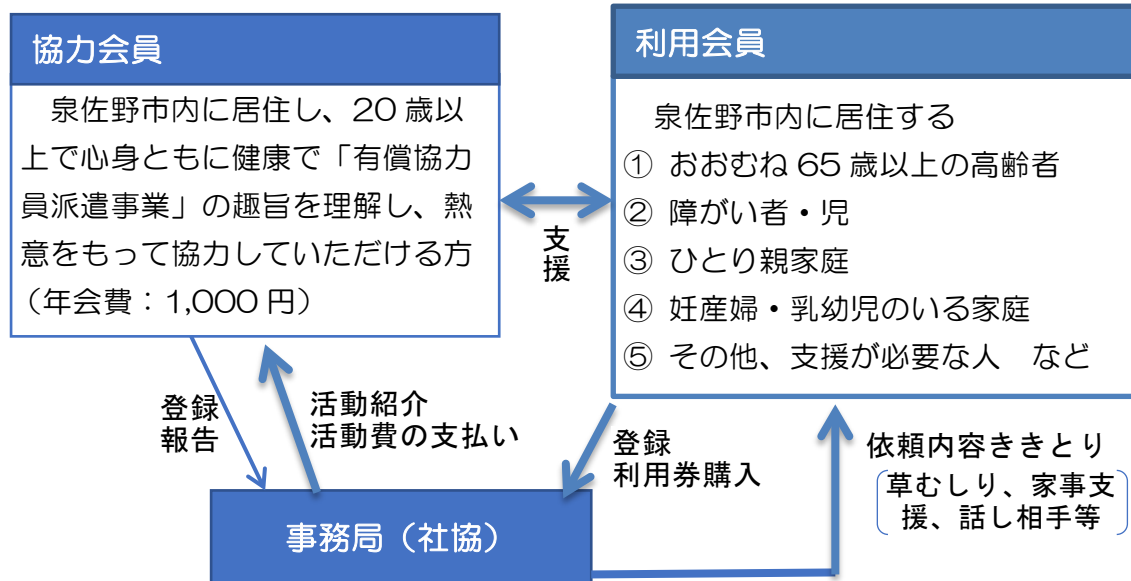
(4) 活動報告会 11 月 26 日（日）

- ・学生によるインターンシップの報告及び活動 PR 内容を発表し、民生委員・児童委員等と意見交換を行う
- ・研修プログラム修了者に対し「民生委員・児童委員サポーター認定証」を交付する

5. 重点項目の取り組み状況

また、新たな取り組みとして、「泉佐野市安心生活創造推進事業」により市社会福祉協議会が平成 27 年度より有償ボランティアによる生活支援サービス「泉佐野市有償協力員派遣事業（愛称：おたがいさまの会）」を開始しました。個人に対する生活支援（公的サービス対象外の家事支援、話し相手、病院への付き添い等）を有償で行う本事業は、平成 28 年度末時点で協力会員 23 名ですが、これまで市社会福祉協議会と関わりのあったボランティアだけでなく、新たな活動者の広がりもみられます。

＜事例＞有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」の仕組み



支援活動 1 時間ごとに利用会員は 850 円支払い、協力会員は 750 円を受け取ります。

その他、若年層への福祉教育やボランティア活動に触れる機会としては、市社会福祉協議会が、大阪府社会福祉協議会や府内市町村社会福祉協議会と合同で実施する「夏のボランティア体験プログラム」に平成 27 年度から取り組むようになり、高校生や大学生を中心に、ボランティア活動に触れる機会となっています。

5. 重点項目の取り組み状況

＜事例＞学校との連携による地域福祉教育

【地区福祉委員会と小学校との連携】

小地域ネットワーク活動の実施主体として市内 14 地区に組織されている「地区福祉委員会」には、各小学校の校長が推進委員として参画しています。

各地区福祉委員会では、「世代間交流活動」として、地域の実情にあわせて様々な交流事業を学校の授業の一環として、あるいは、それ以外の場で行っています。

授業時間を活用して学校行事の一環として行われている事業の例

☐ 昔遊び交流会 ☐ 給食交流会 ☐ 農業体験 など

授業時間外で行われている活動の例

☐ 登下校時の見守り活動

☐ 友愛訪問活動（独居高齢者などの自宅にボランティアと一緒に小学生がプレゼントをもって訪問する）

☐ 学校の施設を活用した交流事業

【民生委員児童委員協議会が行っている取り組み】

民生委員児童委員協議会では、毎年、各小中学校と校区内の民生委員との間で懇談会を実施しています。その他、子育て部会では、中学生と乳幼児・保護者がふれあい、交流することで命の大切さや子育ての喜び等を知る「中学生・乳幼児のふれあい交流会」を毎年開催しています。今年度は、大阪府との協働で、「民生委員・児童委員インターンシップ」を受け入れ、民生委員・児童委員の啓発に取り組みました。

民生委員児童委員協議会として行っている学校との連携事業

☐ 学校懇談会 ☐ 独居高齢者への年賀状配付

☐ 中学生・乳幼児のふれあい交流会

(2) 今後の取り組み：平成 30 年度～32 年度（2020 年度）

今後も、各事業の取り組みを進めるとともに、すでに取り組まれている地域の福祉活動を知る機会の提供や、多様な活動主体との交流等、様々な社会課題を「我が事」として考え、活動をつくっていく人材や参加していく人材を増やしていくような取り組み、についても検討していきます。



民生委員へのインターンシップ活動で地域における登下校の見守り活動を見学する大学生

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

基本目標 1 みんなで「参加」しよう！

○ 基本施策 ・(1) みんなが「いつでも参加しやすいまち」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
アンケート調査でのご近所づきあいの頻度「道で会々と話をする」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合	保護者・住民 79%	保護者・住民 75%	住民 80%	住民 85%

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 各地域で取り組まれている見守り・あいさつ運動の各種広報紙への掲載回数	延べ 6 回程度	7 回	7 回	7 回	延べ 8 回程度	延べ 12 回程度		○
② 小地域ネットワーク活動のグループ支援活動 延べ参加者数	31,138人	33,920人	35,518人	41,312人	41,578人 33,000人	42,376人 34,000人		◎

◇ご近所づきあいの頻度について、「道で会々と話をする」「お互いの家を訪問し合う人がいる」の割合は、計画当初より減少しています。

- ・各地域で取り組まれている見守り・あいさつ運動の各種広報紙への掲載回数は、中間指標値に近い数値となっています。
- ・小地域ネットワーク活動グループ支援活動延べ参加者数は、各地でコミュニティカフェが開始されたことから増加傾向にあり、誰でも参加できる機会が拡充されていると言えます。

《進捗状況欄について》

- ◎・・・計画策定当初設定した平成 29 年度の中間活動指標値を大幅に達成、中間活動指標及び最終活動指標の見直しを行った。
- ・・・計画策定当初設定した平成 29 年度の指標値に向け概ね順調に推移
- △・・・計画策定当初設定した平成 29 年度の指標値とマイナスの乖離
- ▲・・・計画策定当初以降、未着手、未実施

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

○ 基本施策 ・(2) みんなが「参加を呼びかけるしくみ」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
地域の行事に参加したことがある人の割合	保護者・住民 67%	保護者・住民 79%	住民 70%	住民 75%

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 町会・自治会加入率	63.8%	63.2%	62.5%	61.4%	69%	72%		△
② 社協ブログへのイベント情報掲載回数	106件	81件	111件	93件	130件	140件		△

◇地域の行事に参加したことがある人の割合が中間目標値、最終目標値を達成しています。

- ・町会・自治会加入率は減少傾向にあります。加入世帯数はあまり変わっていませんが、全世帯数は増加、特に単身世帯が増加しており、このことが加入率減少の要因となっています。継続して地域情報提供に取り組み、町会・自治会と協働しながら加入促進を図っていきます。
- ・社協ブログへのイベント情報掲載回数は、年度によってバラツキがあります。指標達成に向け、各種事業や活動情報の掲載に努めます。

○ 基本施策 ・ (3) みんなが「交流できる機会」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
子どもアンケートにおける「家族や学校の友達以外の人とよく話す」児童の割合	27.8%	22.8%	30%	35%
アンケートにおける「障害のある人と一緒に行動した経験のある」人の割合	保護者・住民 20.3%	保護者・住民 24.3%	住民 25%	住民 30%

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013年度)	26 年度 (2014年度)	27 年度 (2015年度)	28 年度 (2016年度)	29 年度 (2017年度)	32 年度 (2020年度)		
① 小地域ネットワーク活動のグループ支援活動 延べ参加者数（再掲）	31,138人	33,920人	35,518人	41,312人	41,578人 33,000人	42,376人 34,000人	◎	
② 生涯学習センター・公民館・市民交流センター・福祉センターの登録クラブ数	333クラブ	326クラブ	321クラブ	317クラブ	342クラブ	345クラブ	△	
③ 健康マイレージ対象事業数（定例開催分）	11事業	13事業	19事業	22事業	15事業	18事業	○	

◇子どもアンケートにおける家族以外の人と話をする割合は、計画当初より減少しています。

◇アンケートにおける障害のある人と一緒に行動したことがある人の割合は、中間目標値とほぼ同じとなっています。今後、より一層の取り組みを推進します。

- ・小地域ネットワーク活動グループ支援活動延べ参加者数では、各地でコミュニティカフェが開始されたことから増加傾向にあり、誰でも参加できる機会が拡充されていると言えます。
- ・生涯学習センター等の登録クラブ数は、減少傾向にあります。クラブの役員等の運営責任者の高齢化等で解散したり、クラブのようなグループ型参加より講座のような個人参加のニーズが高まっていることが要因として考えられます。
- ・健康マイレージの活動対象事業は順調に増加し、健康づくりをきっかけに参加の機会が広がっているといえます。中間指標値、最終指標値を達成していますが、地域ポイント事業への移行など対象講座の減少も見込まれるので、指標は維持とします。

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

基本目標 2 みんなで「支えあいのまち」をつくろう！

○ 基本施策 ・(1) みんなで地域の資源を把握し「社会資源マップ」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
社会資源マップの作成地区数	—	4 地区	2 地区	5 地区

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 社会資源づくりをテーマとした住民座談会ワークショップの開催地区数	—	—	—	4 回 0 回	4 回	7 回	▲	

◇社会資源マップの作成地区数は、中間目標値を達成しています。

- ・社会資源マップづくりをテーマとした住民座談会は、未実施となっています。平成 25 年度から計画策定に伴い開始となった各地区での住民座談会で行っていく想定でしたが、具体的な住民活動につなげていけるよう地区ごとで自主的にテーマを決めて進めていく形としているので、その中でマップづくりのテーマを提供しているものの、実施には至っていません。各地区ではこれ以外に地域で自主的に開催されているワークショップがあり、その中でマップ作りに着手している地区もあるため、活動指標として住民座談会に限定せず、ワークショップに変更します。その上で、継続してマップづくりの啓発を行っていきます。

○ 基本施策 ・ (2) みんなが「支えあいのまち」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
ボランティア活動者数（ボランティア保険加入者）	2,294 人	2,326 人	2,500 人	2,700 人

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① ボランティア講師登録制度登録講師数	99 人	113 人	120 人	137 人	130 人	145 人		○
② 福祉教育を実施している小中学校数	18校	18校	18校	18校	18校	18校		○
③ 高校生・大学生のボランティア養成人数	—	7 人	7 人	25 人	10 人	15 人		○
④ 市民公益活動団体情報サイト登録団体数	12団体	18団体	22団体	24団体	28団体	40団体		○
⑤ 民生委員児童委員充足率	95.8%	96.4%	95.8%	93.3%	98%	100%		△
⑥ 当事者団体ヒアリング実施数	3団体	—	—	—	7団体	10団体		▲

◇ボランティア活動者数（ボランティア保険加入者）は、計画当初より増加していますが、中間目標値より低い数値となっています。

- ・福祉教育を実施している小中学校数は、指標値である全校での実施となっており、幼少期からの教育は裾野を広げる役割を果たしています。
- ・ボランティア講師登録制度登録講師数、高校生・大学生のボランティア養成人数、市民公益活動団体情報サイト登録団体数は、中間指標値を達成もしくは中間目標値に向かって順調に推移をしており、ボランティア養成が進んでいます。
- ・民生委員児童委員充足率は、担う業務の増加や現役民生委員の高齢化、担い手不足の問題もあり減少傾向となっており、中間指標値を下回っています。引き続き、活動しやすい環境づくりを進めながら、町会・自治会と連携して充足率の向上に努めます。
- ・当事者団体ヒアリング実施数は、中間見直しに合わせて平成 29 年度は5団体実施しました。

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

○ 基本施策 ・ (3) みんなで「安全・安心のまち」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
地域の絆づくり登録制度同意登録者の個別計画作成割合	—	9.9%	50%	75%

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)	32 年度 (2020 年度)	
① 地域の絆づくり登録制度同意登録者数	—	1,556人	2,094人	2,347人	2,700人 4,800人	3,000人 2,100人	3,000人	◎
② 福祉避難所の指定箇所数	1箇所	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	20箇所 5箇所	20箇所	○
③ 一斉パトロール運動への参加者数	2,110人	1,905人	1,717人	1,659人	2,250人	2,400人	2,400人	△
④ 小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数	1,710ネット	1,925ネット	1,980ネット	1,992ネット	1,900ネット	2,100ネット	2,100ネット	○
⑤ コミュニティバス年間利用者数	68,463人	71,655人	101,593人	151,978人	152,000人 70,000人	152,500人 71,000人	152,500人	◎

◇地域の絆づくり登録制度同意登録者の個別計画作成割合は、個別計画作成にあたり支援者と目的を共有し、打合せ会議やグループワークなどきめ細かい調整を行っているので時間がかかり、同意登録者 2,488 人に対し作成数は 246 人で中間目標値より低い割合となっています。（平成 30 年 3 月 2 日現在）

- ・地域の絆づくり登録制度同意登録者数は、順調に増えており中間指標値、最終指標値を達成しています。
- ・福祉避難所の指定箇所数は、市立社会福祉センターと市立木馬園の 2 箇所となっています。平成 29 年度は民間福祉施設等に対し意見交換会の開催や協定可能施設調査を行い、12 法人 18 施設と協定を締結しました。
- ・一斉パトロール運動への参加者数は、減少傾向にあります。各小学校で定例時期に実施したパトロールとなりますが、児童・生徒数が減少し、担い手となる保護者層が減少していることが要因として考えられます。
- ・小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数は増加し、中間目標値を達成しています。要援護者に対する訪問活動の実践につなげることができているといえます。
- ・コミュニティバス年間利用者数は、平成 27 年度に利用料が無料化されたこともあり、大きく伸びています。

基本目標 3 みんなの顔が「つながるしくみ」をつくろう！

○ 基本施策 ・(1) みんなが「つながるネットワーク」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
地域福祉ネットワーク会議 での課題解決案件数	—	—	2 件	4 件

《活動指標》

活動指標		計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
		25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数（再掲）		1,710ネット	1,925ネット	1,980ネット	1,992ネット	1,900ネット	2,100ネット	○	
② 地域福祉ネットワーク会議の開催回数		—	—	—	—	2回	4回	▲	
③ 専門機関によるケース検討会議開催数	CSW	48回	72回	116回	116回	100回 55回	100回 60回	◎	
	地域包括支援センター	48回	28回	40回	20回	65回	80回	△	
	基幹相談支援センター	29回	36回	79回	148回	200回 35回	200回 40回	◎	

◇地域福祉ネットワーク会議での課題解決案件数は、会議が未実施となっています。

- ・小地域ネットワーク活動の見守り対象ネット数は、増加してきており、中間指標値を達成しています。要援護者に対する訪問活動の実践につなげることができているといえます。
- ・地域福祉ネットワーク会議の開催回数は、開催に向け調整を行ってきましたが未実施となっています。他分野での既存のネットワーク会議との調整も含め検討していきます。
- ・専門機関によるケース検討会議開催数（CSW）は、CSW の相談件数の増加に伴い増えており、中間指標値、最終指標値を上回っています。
- ・専門機関によるケース検討会議開催数（地域包括）は、ばらつきがあり平成28年度は減少しています。相談件数が増えることが見込まれるため、関係機関との連携強化に努めます。
- ・専門機関によるケース検討会議開催数（基幹相談）は、基幹相談支援センターの相談件数の増加に伴い増えており、中間指標値、最終指標値を上回っています。

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

○ 基本施策 ・ (2) みんなが「相談しやすいしくみ」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
CSW の認知度	24.2%	50.2%	35%	50%

《活動指標》

活動指標		計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
		25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
①	CSW の相談件数	782 件	1,082 件	4,623 件	7,665 件	7,600 件 1,000 件	7,600 件 1,200 件	◎	
	地域包括支援センター相談件数	3,005 件	3,663 件	4,853 件	4,817 件	6,000 件 4,000 件	6,500 件 4,700 件	◎	
	基幹相談支援センター相談件数	1,200 件	635 件	1,890 件	4,741 件	5,000 件 1,350 件	5,500 件 1,500 件	◎	
	権利擁護支援センターの相談件数	—	1,941 件	2,553 件	2,736 件	2,800 件 110 件	2,950 件 110 件	◎	
②	生活困窮者相談件数	—	—	162 件	174 件	288 件 710 件	360 件 860 件	△	

◇CSW の認知度は、中間目標値を上回っています。基幹型配置への改善や小中学校との連携強化をはじめ多様な機関との連携による相談件数の増加とともに認知度が上がっているものと考えられます。

- ・ CSW の相談件数は、相談内容の複雑化・多様化により延べ件数の増加が大きく、地域包括支援センター相談件数は、高齢者の増加に伴い増加傾向となっており、基幹相談支援センター相談件数は、基幹相談支援センターの周知に伴い大幅に増加しており、いずれも中間指標値、最終指標値を上回っています。
- ・ 権利擁護支援センター相談件数は、包括・基幹相談・CSW の相談の伸びに併せて、権利擁護支援センターで所管する相談内容も多くなっており、中間指標値、最終指標値を上回っています。
- ・ 生活困窮者相談件数は、当初延べ件数で積算することを想定していましたが、国への報告様式では新規相談の実件数を積算するシステムとなっていることから、数値の積算方法と国の基準を勘案し、中間指標値を 710 件から 288 件、最終指標値を 860 回から 360 件に修正します。制度が発足した直後で、市民周知と制度理解が低かったこともあり、中間指標値は達成しておらず、関係各課・社会資源との連携により、生活困窮者の掘り起こしを継続していきます。

○ 基本施策 ・ (3) みんなで「権利擁護のしくみ」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
権利擁護支援センターの認知度	—	25.1%	30%	50%

《活動指標》

活動指標		計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
		25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 日常生活自立支援事業新規契約者数		6人	8人	7人	10人	10人	15人	○	
① 成年後見制度利用支援事業による成年後見審判申立件数		4件	10件	3件	2件	10件	14件	△	
② 市民後見人バンク登録者数		—	8人	10人	13人	10人	20人	○	
③	虐待相談実件数(高齢者)	41 件	42 件	54 件	49 件	52 件	56 件	△	
	虐待相談実件数(障害者)	4 件	11 件	7 件	18 件	50 件	60 件	△	
	虐待相談実件数(子ども)	285 件	301 件	331 件	397 件	437 件 240 件	582 件 220 件	◎	

◇権利擁護支援センターの認知度は、中間目標値より低い数値となっています。

- ・日常生活自立支援事業新規契約件数は、中間指標値を達成しています。今後も目標を達成していくためには体制の強化が必要となっています。
- ・成年後見制度利用支援事業による成年後見審判申立件数は、ばらつきがありますが、下降気味となっています。常に市長申立の対象となる方がいないかの検討を行いながら、成年後見制度の利用促進に努めます。
- ・市民後見人バンク登録者数は、途絶えることなく登録者の積上げが行え、中間指標値を達成しています。今後ニーズが増えていくことが見込まれ、計画値に沿った一定数の確保に向け、引き続き市民後見人養成に向け支援を行います。
- ・虐待相談実件数（高齢者）は、平成 27 年度は中間指標値を上回りましたが、平成 28 年度は若干下がっています。（障害者）は、中間指標値を下回っていますが、増加傾向にあります。虐待の防止、早期発見・早期対応を図るため、引き続き関係機関・関係団体との連携強化をはかります。
- ・虐待相談実件数（子ども）は、件数が増加し飽和状態にあるとし減少させる指標でしたが、中間期も増加しています。虐待通報数の増加が発見機能の強化との考え方から中間指標値を 437 件、最終指標値を 582 件に修正します。

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

○ 基本施策 ・(4) みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
障害福祉計画における障害福祉サービス利用者の満足度 (全体から「不満」「わからない・不明・無回答」を除く合計)	70.3%	80.6%	72%	74%
介護保険事業計画における介護保険サービス利用者の満足度 (「おおむね満足」「満足」の合計)	77.8%	—	80%	82%

《活動指標》

活動指標		計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
		25 年度 (2013年度)	26 年度 (2014年度)	27 年度 (2015年度)	28 年度 (2016年度)	29 年度 (2017年度)	32 年度 (2020年度)		
① 第三者評価実施事業者数（大阪府公表値）		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	3箇所	6箇所	△	
② 各種事業所連絡会の開催回数	ケアマネ連絡会連絡会主催事業含む)	5 回	5 回	4 回	9 回	7 回	8 回	○	
	障害福祉サービス事業所連絡会	2 回	5 回	5 回	3 回	4 回	5 回	○	

◇障害福祉計画における障害福祉サービス利用者の満足度（全体から「不満」「わからない・不明・無回答」を除く合計）は、中間目標値、最終目標値を上回っています。

◇介護保険事業計画における介護保険サービス利用者の満足度（「おおむね満足」「満足」の合計）は、平成 29 年度はアンケート未実施です。

- ・第三者評価実施事業者数（大阪府公表値）は、計画策定以降 0 箇所となっています。関連課などからも事業所に対して働きかけは行っていますが、受審に際し期間と費用を要することが負担となり進んでいないと考えられます。福祉サービスの質の向上を支援するための事業であるので、引き続き、関係課から各事業者や利用者へ制度周知を働きかけていきます。
- ・ケアマネ連絡会開催回数（連絡会主催事業含む）は、平成 28 年度は中間指標値、最終指標値を達成しています。
- ・障害福祉サービス事業所連絡会開催回数は、中間指標値、最終指標値を達成していましたが、平成 28 年度で若干回数が下がっています。引き続き、様々なテーマで連絡会議の定期的な開催に努めます。

基本目標 4 みんなで「地域の土壌づくり」をしよう！

○ 基本施策 ・ (1) みんなで「暮らしやすい地域」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
ユニバーサルデザインの認知度	44.8%	63.6%	50%	55%

《活動指標》

活動指標	計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
	25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
① 人権問題町別懇談会の実施率	86%	86%	89%	74%	94%	100%		△
② 小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率（“よくやった”の評価）	43.9%	72.2%	77.7%	83.3%	80%	100%		○

◇ユニバーサルデザインの認知度は、中間目標値、最終目標値を上回っています。

- ・人権問題町別懇談会の実施率は、増加傾向でしたが、平成 28 年度は下がっています。開催への働きかけや実施に向けた支援等をしていく中で、様々な福祉課題や当事者の生活課題等についての学びや気づきの機会を設け、福祉意識・協働意識の向上をはかります。
- ・小中学校における授業のユニバーサルデザインの取り組み率は、全校で取り組むことができおり、数値は増加傾向で中間指標値を達成しています。

6. 施策の展開 ～活動指標進捗状況～

○ 基本施策 ・(2) みんなで「集える場所」をつくろう

《成果目標》

成果目標	計画当初	中間実績	中間目標	最終目標
	25 年度 (2013 年度)	29 年度 (2017 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)
気軽に家族以外と交流できる 場所が身近にあると思う人の 割合	—	—	25%	50%
コミュニティカフェ参加者数	4,629 人	6,958 人	7,000 人	7,500 人

《活動指標》

活動指標		計画当初	実績				中間指標	最終指標	進捗状況
		25 年度 (2013 年度)	26 年度 (2014 年度)	27 年度 (2015 年度)	28 年度 (2016 年度)	29 年度 (2017 年度)	32 年度 (2020 年度)		
①	空き家を活用した地域拠点の設置箇所数	—	—	—	—	1 箇所	5 箇所	▲	
	コミュニティカフェ開催数	1 箇所	2 箇所	4 箇所	7 箇所	9 箇所	12 箇所	○	
	既存施設（生涯学習センター、公民館、社会福祉センター、市民交流センター）延べ利用者数	435,411 人	480,145 人	491,109 人	490,081 人	488,000 人 460,000 人	495,000 人 475,000 人	◎	

◇気軽に家族以外と交流できる場所が身近にあると思う人の割合は、平成 29 年度はアンケート未実施です。

◇既存の町会館に活用の余地があり手軽なことから町会館での活動の促進を成果目標として、新たにコミュニティカフェ参加者数を設定し、平成 28 年度実績から中間目標値を 7,000 人、最終目標値を 7,500 人とします。

- ・空き家を活用した地域拠点の設置箇所数は、未実施となっています。引き続き、空き家の地域活動拠点への活用を検討していきます。
- ・みんなが集える場所として町会館の有効活用を図る形でコミュニティカフェが増加しているので、活動指標としてコミュニティカフェ開催数を新たに設定します。平成 28 年度実績から中間目標値を 9 箇所、最終目標値を 12 箇所とします。数値は増加傾向となっています。
- ・既存施設（生涯学習センター、公民館、社会福祉センター、市民交流センター）の延べ利用者数は、イベント等の充実や利便性の向上を図る中で、中間指標値、最終指標値を上回っています。

7. 活動計画に対する意見

1) 地域の暮らしを話す会

(1) 開催状況

市社会福祉協議会では、「いずみさのみんなの絆プラン」の策定にあたり、平成 25 年度に市内の 14 地区で 2 回ずつ、「地域の暮らしを話す会」を行い、そこで出た意見を「いずみさのみんなの絆プラン」に反映したり、新たな取り組みを進めるための材料にしました。

そういった中で、平成 27 年に完成した「いずみさのみんなの絆プラン」において、「計画の普及をはじめ、地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映」するための場として、『地域の暮らしを話す会』が位置づけられ、各地区で定期的に行われています。

計画施行 3 年目にあたる平成 29 年度については、9 月から 1 月までの間に各地区 1 回開催し、自分たちの日々の活動に関するテーマを中心に話し合いました。

《平成 29 年度「地域の暮らしを話す会」 開催日時・場所・参加人数一覧》

地区	日 時	場所	人数
北中	11 月 24 日（金） 19 時 00 分～	鶴原町会館	26 人
長坂	10 月 17 日（火） 19 時 00 分～	次世代育成地域交流センター	33 人
日新	11 月 19 日（日） 13 時 00 分～	上瓦屋町会館	30 人
佐野台	11 月 9 日（木） 19 時 00 分～	佐野台集会所	19 人
中央	10 月 14 日（土） 18 時 00 分～	幸町会館	16 人
三小	10 月 21 日（土） 10 時 00 分～	春日町会館	16 人
二小	10 月 27 日（金） 19 時 00 分～	高松総合会館	13 人
一小	11 月 10 日（金） 19 時 00 分～	笠松町会館	32 人
末広	12 月 14 日（木） 19 時 00 分～	東羽倉崎南町集会所	31 人
長滝	1 月 10 日（水） 19 時 00 分～	長滝第一町内会館	50 人
南中	9 月 8 日（金） 19 時 00 分～	樫井東町会館	28 人
上之郷	12 月 15 日（金） 18 時 30 分～	上之郷小学校多目的室	19 人
日根野	11 月 18 日（土） 19 時 00 分～	日根野町会館	43 人
大土	12 月 16 日（土） 19 時 00 分～	大木小学校交流棟	35 人
延べ参加者数			391 人

7. 活動計画に対する意見

(2) 討議内容

平成 29 年度は「いずみさのみんなの絆プラン」の 3 年目の中間見直し年にあたりますが、同計画に記載された内容を網羅的に話し合うのは時間的に困難であることもあり、昨年同様にこれまでに出的意見や地区福祉委員会活動を進めるうえで感じている課題をもとに、事前に各地区でテーマを決めて話し合うという方法をとりました。これは、「自分たちの地域にとって必要なことを自分たちで話し合う」という住民座談会の趣旨に沿ったものです。

実際に話し合われたテーマは、3 年目になる「いずみさのみんなの絆プラン」を意識しつつも、具体的にとりかかりやすい支部福祉委員会活動や町会・自治会活動に関したものととなりました。

《平成 29 年度「地域の暮らしを話す会」の討議テーマ》

地区	討議テーマ
北中	各支部で困っていることや、良い取り組み
長坂	地域における支え合いと絆づくり
日新	マップを使って今後の支部活動を考えてみよう
佐野台	町会と福祉委員会のこれからについて 計画の再確認と今後の支部活動について
中央	これからの中央地区福祉委員会について
三小	世代間交流（第三小学校に通う子どもを取り巻く現状について）
二小	福祉を支える人づくりについて
一小	小地域ネットワーク活動について振り返ろう
末広	福祉委員会として今後できる活動は？ ～昨年のお話会から振り返る 1 年の取り組み～
長滝	今年の防災訓練を振り返ろう！ ～次年度の取り組みにつなげるために～
南中	防災・防犯について考えよう
上之郷	各支部福祉委員会活動について
日根野	地域の暮らしについて
大土	高齢社会の暮らしについて

(3) 討議のまとめ・成果

平成 25 年度に「地域の暮らしを話す会」として市内 14 地区で住民座談会を開催するようになって、平成 29 年度で 5 年目になりました。地域の暮らしを話す会の参加者呼びかけの範囲は、地区によって異なりますが、「普段の会議ではなかなか話せないことを話し合える場」としているなかで、以下のような効果と特徴がみえてきました。

① 地域では「誰もが集える場」「地域内の交流促進」を実現するための取り組みが進みました

平成 25 年度に行った『地域の暮らしを話す会』では、地域の強みや課題、今後の地域像について話し合いましたが、その中で「地域で気軽に交流できる場」がほしい、という意見が多く出されていました。「地域の暮らしを話す会」で、同じ地域に暮らす方々が少しずつ思っていた「気軽に交流できる場所がほしい」という思いを言葉に出したことで、共感が生まれ、コミュニティカフェをはじめとした取り組みが市内の各地で広がりました。

② 防災はみんなに共通するテーマです

『地域の暮らしを話す会』では、地域の防災に関しての話し合いがされることも多くあります。「いずみさのみんなの絆プラン」の重点項目 4 でも挙げられているとおり、災害が起こった時に、配慮が必要な人をいかに支援するかは、大きな課題ですし、支え合い活動を進めるためにも、安全に避難やその後の生活を行うことができるような仕組みを地域内につくることは重要です。

平成 28 年度には、『地域の暮らしを話す会』を契機として、新たに自主防災組織を立ち上げる地域がでてくるなどの動きがみられました。

《樫井東自主防災会 災害図上訓練の様子》

平成 28 年 8 月の『地域の暮らしを話す会』をきっかけに立ちあがった樫井東自主防災会は、同年 11 月に図上訓練（マップづくり）を行いました。



7. 活動計画に対する意見

③ 担い手づくりの取り組みが進みました

地域福祉活動は、活動費や場所だけがあっても、それを行う人（ボランティア）がいなければ、成り立ちません。これまで、泉佐野市の小地域福祉活動を支えてきた地区福祉委員会、町会役員や民生委員は、後継者不足に悩んでいます。『地域の暮らしを話す会』でも、良いアイデアは出るけれど、それを誰が行うか、というところで、これまでの活動も大事にする中で新たな活動を始めることは難しいという判断になる地域もありました。

そのような中で、町会の仕組みについて情報交換を行い、ひとりひとりが町会運営について考える機会として『地域の暮らしを話す会』を活用した地区もありました。

また、町会未加入者に町会へ加入してもらい、活動に参加してもらえるきっかけとして、地域でどのようなことができるかを考えた結果、「まずは地域の活動を知ってもらうことが大切だ」と考え、機関紙を地区内の町会未加入世帯にポスティングする取り組みを新たに始めた地区福祉委員会もでてきました（下図）。

《上之郷地区福祉委員会だより（平成 28 年 3 月号）より 抜粋》

(3) いずみさのし



先ず趣旨説明を聞く参加者

上之郷地区福祉だより

平成28年3月1日

十二月十七日(木)に「地域の暮らしを話す会」が上小多目的室で開催されました。これは、「みんなのでえあい、顔と顔でつながるまち泉佐野」を基本理念として、みんなが地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「やさしさ」とふれあい、地域の課題を共有するまちづくりを目的としていきます。上之郷地区でもその趣旨に沿って地域福祉活動を推進のいい地域でのいいことや困りごと大切な生活点

地域の暮らしを話す会
泉佐野市社会福祉協議会の主催で

みんなで話し合いました。今回は、母山・女形支部、下村・郷田・机場支部、チームⅡ 不法投棄上村・中村支部、チームⅡ町会に加入を促進するためにと三班に分かれ話し合いました。

★個人で取り組むこと
★地域で取り組むこと
★行政にお願いすること
★その他の機関・団体をお願いすること

など思い思いの意見を出し合い、まとめを発表しました。

その結果の一つとして「ぬくもりの郷」情報誌を町会未加入者宅にも配布することとしました。



熱の入ったまとめの発表

④ 『地域の暮らしを話す会』を通じて「みんなの思い」を育てる

地域福祉活動は 1 人では行えません。「1 人の思い」を「共感」によって「みんなの思い」にすることが出来るきっかけとして「話し合い」の場が大切であり、「地域の暮らしを話す会」は年に 1 回とはいえ、その機会のひとつになっています。

一方、「話し合われたアイデア」を実現するためには、『地域の暮らしを話す会』で終わらず、その後に合意形成をし、実行するための組織や「場」の存在が不可欠です。

2) 避難行動要支援者への支援と体制づくり推進のための当事者団体等ヒアリングの実施

(1) 背景

市社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし、福祉の観点から、地域の防災の取り組みを支援してきました。

東日本大震災を機に平成25年6月に改正された災害対策基本法に基づき、泉佐野市が「避難行動要支援者避難行動支援プラン」を作成、実行していくにあたっては、市社会福祉協議会も地域福祉を推進する団体として行政と協力して、地域防災の取り組みを支援することになりました。

地域の自主防災組織の役員からは、「避難訓練の際に、障害者や高齢者に参加してもらって、避難行動要支援者の避難訓練を行いたい、なかなか参加してもらえない」「どのような配慮をすればいいのかわからない」「若い人の参加が少ない」「地域の役員が高齢化する中で、避難行動支援までは荷が重い」などの戸惑いの声がきかれます。

そこで、市社会福祉協議会では第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間見直しを契機として、障害者およびその家族の団体や、子育て中の保護者に対するヒアリング調査を行うことにしました。



地域福祉活動計画推進委員会の意見をうけて、子育て世帯を公募してヒアリングも実施しました。

(2) 調査の概要

【泉佐野市身体障害者福祉会】

日 時：平成29年7月22日(土)
14時20分～15時00分
場 所：社会福祉センター第1会議室
参加者：11名

【泉佐野市長生会連合会】

日 時：平成29年7月28日(金)
10時00分～11時30分
場 所：社会福祉センター第1会議室
参加者：7名

【泉佐野障害児（者）を守る会】

日 時：平成29年9月9日(土)
9時40分～11時00分
場 所：末広体育館 ロビー
参加者：6名

【小ざくら広場応援隊と小ざくら広場保護者ボランティア】

※二小地区福祉委員会の実施している子育てサロン「小ざくら広場」の運営に協力している保護者とそのOGの方々(子どもが小学校～未就学児の保護者)

日 時：平成29年9月28日(木)
10時00分～10時30分
場 所：高松町総合会館 2階和室
参加者：6名

【0歳～小学生までの子どものいる保護者】

※社協だより・チラシ等にて公募

日 時：平成29年12月15日(金)
10時00分～11時15分
場 所：社会福祉センター 健康相談室
参加者：5名

7. 活動計画に対する意見

(3) ヒアリングからみえてきた今後の方向性

① 地域の絆づくり登録制度の推進について

ア) 障がい特性に応じた案内・登録申請書の作成

現在 1 種類の案内を、障がい特性に応じて複数種類の案内を作成し、よりわかりやすく改めることを提案します。

《主な意見》

- ・登録の説明書（チラシ）は、ルビが多すぎて字が小さく読みにくい。
- ・人によって「わかりやすい」は違う。ルビが必要な人にはもっとわかりやすい言葉のものをつくる、高齢者向けにはルビをなくして字を大きくする、あなたの地域はこうなっていますよ、など対象者別につくらないと誰も読まない。

イ) 介護事業者の災害対策の把握及び推進

特に高齢者・障がい児者の在宅介護サービスを提供している事業所が災害時にどのような行動をとるのか、事業所ごとに防災計画を立てているのかを調査するとともに、各事業所の災害時マニュアルの整備の支援を行うことを行政各課と市社会福祉協議会でともに検討します。

《主な意見》

- ・介護施設に通っている人の避難支援は誰がするのか。
- ・施設の人が来るのか、そうでないのかわからない。
- ・寝たきりの人を動かすのを近所の人だけでやるのは難しい。

ウ) 要支援者向けの防災学習の機会づくり

行政がどこまでできるのか、自身でどのような備えが必要なのか、などについて考え、話し合える場づくりを検討していきます。

《主な意見》

- ・あまり災害のことを考えたことないなあ。
- ・漠然とした不安はあるが、具体的なことがわからない。
- ・行政が災害時にどのように動くのか、大まかなマニュアルを知りたい。（※避難所の指定や、配給などがどうなるのか、知らないのだ）

② 防災訓練実施のポイント

ア) 当日までの準備のポイント

- ・午前中の方が、小さな子どものいる家庭は参加しやすい。
- ・保育園や学校、福祉施設の行事の一環にしてもらうほうが参加しやすい。
- ・子どもも楽しめる参加型の企画がお勧め。
- ・参加しても大丈夫（「迷惑だ」と怒られない）だということを伝えましょう。

イ) 避難所までの移動

- ・子どもの多い家庭の場合、一人の手をひいて一緒に行ってあげると喜ばれます。
- ・当日の体調や、本人の機嫌などで参加できない場合もあることを理解してあげましょう。

《主な意見》

- ・移動のときに手伝ってもらえると助かります。
- ・顔見知りには誘われると行きやすい。

ウ) 避難所の空間設計での配慮

- ・授乳室、オムツ交換スペース。
- ・車イスのまま入っていける空間。
- ・声を出して遊んでも怒られないスペース。
- ・子どもの泣き声などが聞こえない静かな空間。

《主な意見》

- ・親へのフォローもほしい。少し心無いことを言われるとすごく落ち込む。
- ・（避難訓練に参加することは）地域の人に知ってもらえるというメリットはあるが、周りの人に理解してもらうために説明にまわるのも精神的にしんどい。

エ) 何よりも日頃の交流が大切です

町会行事や、地区福祉委員会活動などを通じて、ご近所どうしの交流をはかることが防災にも役立ちます。

《主な意見》

- ・顔見知りの人にだったら助けてほしいけど、知らない人に急に来られても怖い。
- ・プライバシーは二の次で、とにかく（障害のことを）知ってほしい。
- ・知っている人が行っていたら私も行こうかな、と思う。
- ・知らない人が多いところだと気をはって消耗が激しい。

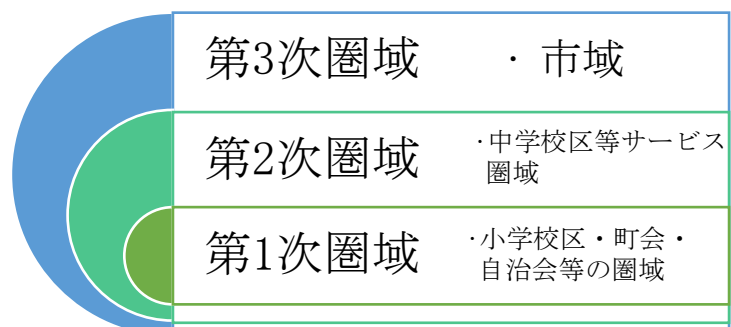
8. 地域での様々な福祉活動

「いずみさのみんなの絆プラン」は行政計画だけではなく、地域に暮らす様々な人たちとの協働計画です。この章では、様々な主体が取り組んできた地域の福祉活動を紹介します。「いずみさのみんなの絆プラン」では、地域福祉活動の圏域を、「町会・自治会、小学校区等日常生活圏域（1次圏域）」「中学校区等サービス圏域（2次圏域）」「市域（3次圏域）」に分類し、「市民」「地域（町会や地区福祉委員会等）」「事業所（企業や社会福祉施設）」「市社会福祉協議会」「市」といった多様な主体の重層的なつながりのなかで地域福祉を推進するとしました。事例ごとの主体と圏域は下表のとおりです。1次圏域のなかでも、学校や事業所との連携は小学校区圏域、身近な見守りや支えあい活動については町会・自治会圏域で行われていることがわかります。

《事例の分類 表》

No.	事例	主体	圏域
1	地域交流の場「旭町カフェ」の取り組み	地域	1次圏域 (町会域)
2	コープお買物便と 地区福祉委員会の連携	事業所 地域	1次圏域 (町会域)
3	笠松町における避難行動要支援者 個別計画作成までの道のり	地域	1次圏域 (町会域)
4	民間保育園スマイルサポーターと 地区福祉委員会の連携	事業所 地域 市社会福祉協議会	1次圏域 (小学校区)
5	地域のネットワークで若年性認知 症への理解をすすめた事例	地域 事業所 市社会福祉協議会	1次圏域 (小学校区)
6	夏のボランティア体験プログラム を活用した若年層への福祉教育	市社会福祉協議会	3次圏域 (市域)
7	有償協力員派遣事業「おたがいさ まの会」による生活支援	市社会福祉協議会	3次圏域 (市域)

※次ページからは、事例のタイトルとともに関連する本計画の項目を記載しています。（資料編の本計画概要版参照）



事例① 地域交流の場「旭町カフェ」の取り組み

計画項目) 1- (1) -② 参加しやすい地域づくり

4- (2) -① 各圏域での地域福祉拠点づくり

活動主体	旭町支部福祉委員会
開催日	毎月第3木曜日
頻度等	13:00~15:00
対象者等	誰でも
場所	旭町会館
参加費	100円
活動財源	参加費、地区福祉委員会 活動補助金、町会費



〔夏休みには子どもの姿も〕

(1) 活動の背景

平成26年度の地域の暮らしを話す会にて三小地区では『住民同士のつながりづくり』というテーマで話し合いを行いました。その中で、「地域でみんなが気軽に集まれる場所がほしい」「会館をもっと活用できるように」「集いの場を多くする」といった意見が多く出ました。

市社会福祉協議会で行っていた認知症カフェやコミュニティカフェの取り組み等も参考にしながら、地域内で協議・検討を行い、支部福祉委員会としてカフェ活動を開始することにしました。開催にあたっては回覧・掲示板で周知活動も行い、平成27年10月1日から『旭町カフェ』が開始されました。



旭町カフェ以降、他の町会館でも同様のカフェ型の活動が広がってきています。

(2) 活動の概要

「旭町カフェ」は時間内であればいつでも、いつ帰ってもいい自由な空間です。参加者の方はおしゃべりを楽しみながら豆から挽いたおいしいコーヒーを飲んでいきます。また、「ふくしの情報誌」を置いており、自由に閲覧することが出来ます。スタッフには町会長さんや民生委員さん、協力員さんが参加しています。その場で相談を受けたり雑談が新たな活動のきっかけになったり、高齢者の安否確認にもなったりする貴重な居場所です。



専門相談機関や
特技ボランティアの
情報などをまとめて
いて、話題のタネや
相談のつなぎ先に。

事例② コープお買物便と地区福祉委員会の連携

- 計画項目) 1－(3)－① 世代を超えた交流機会づくり
2－(3)－⑤ 買い物支援・移動支援の充実

活動主体	生協、地元の町会・自治会、福祉委員会
開催日 頻度等	毎週月曜日 10:45～11:15 (東羽倉崎南町) 11:20～ (東羽倉崎住宅自治会) 毎週水曜日 13:00～ (鶴原中央住宅自治会)
対象者等	誰でも



福祉委員会のボランティアが、乗降や買い物支援

(1) 活動の背景

平成 25 年度の地域の暮らしを話す会にて「スーパーが遠く不便」「車がない人は買い物に困っている」などの意見がでました。それをうけて、平成 26 年度に、「いずみさのみんなの絆プラン」の作業部会にて買物弱者支援・移動支援について作業部会を開催し、協議を行いました。その際に、生協と泉佐野市で移動販売の実施について協定を結んだが、実施地区の調整について困っている、という課題がでました。そこで、生協と市社会福祉協議会の地区担当で情報交換を行い、市社会福祉協議会の地区担当者から地域の暮らしを話す会で「買物が不便」といった意見が出た地域を中心に事業の紹介と、希望地域における生協と地域との間の調整を行い、平成 26 年 11 月より事業を開始することができました。その後も地域内のスーパーの閉店などをうけ、お買い物便を活用する地区が増えてきています。

(2) 活動の概要

末広地区福祉委員会の2カ所の移動販売では、移動販売車が来る前に地域の方々が待合場所等の準備を行っています。また福祉委員会のメンバーが買い物に来た人の話を聞いたり、相談にのったりしているので安否確認の場にもなっています。買い物中の補助や、買い物終わりも重い荷物を一緒に家まで持っていったり、送って行ったりと買い物しやすい環境を整えてくれています。買い物支援という面だけでなく、地域の憩いの場としての役割も果たしています。

鶴原中央住宅でも、福祉委員会協力員や自治会役員が毎回買い物のサポートや、待合室代わりに集会所を開け、イスを用意しています。清算が済んだものは、協力員が集会所前に設置した机に持っていき、袋詰めをお手伝いしています。順番を守ってもらうために、整理券を配っており同時に人数把握も行っています。また買い物に来ていることで見守りも兼ねており、来られていない方がいた場合には、声かけをするなど、安否確認の助けにもなっています。

事例③ 笠松町における避難行動要支援者個別計画作成までの道のり

計画項目) 2- (1) -① 地域の社会資源の把握

2- (3) -① 防災の推進

活動主体	笠松町自主防災会
期間等	平成 25 年度～28 年度
対象者等	笠松町住民

(1) 活動の背景

笠松町自主防災会では、平成 25 年度に、町内の危険箇所を歩いて確認して各組ごとに避難経路を定める防災マップづくりと、区ごとに安否確認をしながら町内の公園に集合する避難訓練を行いました。その中で、避難行動をとるのに支援が必要な人を把握し、近隣で助け合いながら集合することの必要性を指摘する声があがっていました。

「地域の絆づくり登録制度」に基づき、平成 27 年度に始まった市との協定締結によって提供された名簿の確認を行った時に、「あの人、気になるのに要支援者登録名簿に入っていない」「必要な人が漏れている」と役員から指摘がありました。そこで、要援護者に対する地域の絆づくり登録制度への登録を促す訪問を自主防災会・福祉委員会（笠松福祉ネットワーク）で行いました。その後、個別計画作成するために自主防災会の全体会議にて制度の流れや、個別計画の書き方勉強会、支援者決めを行いました。その後、聞き取り訪問に回り、個別計画を作成しています。



地図を片手に、実際に危険箇所・避難経路を確認した後、地図におとしこみました。



【区ごとに個別計画の対象者を確認】

(2) 活動の概要

個別計画作成するにあたって、自主防災会の三役会を開き、絆づくり制度の今後の進め方について方針を出してもらい、区長会議にかけ了承を得ました。その後全体会議にて、絆づくり制度、特に個別計画の意義や目的を説明し、グループワークを通して名簿の確認を行いました。

確認して漏れている要支援者に対しては、登録の促しに回りました。また後日会議を開き、個別計画の書き方や、聞き取り訪問の仕方について研修を行い、要支援者の避難行動を支援する人（支援者）を決めてもらいました。笠松町では、支援者を 2 人設定することにし、1 人目は班長、2 人目は副班長や福祉ネットワーク部員にお願いしました。その後、支援者による聞き取り訪問を経て個別計画を作成しました。

地域の絆づくり登録制度の進め方（例）～フローチャート～

START

STEP 1

協定の締結と
名簿の受け取り

【STEP1 で決めておくこと】

- ☐ 名簿を誰が持つか
- ☐ 名簿の保管方法
- ☐ 自主防災組織の班構成を再度確認する

【市・社協から進め方のワンポイント】

- ◎ 自主防災組織の役員会を開き、（役員に民生委員、福祉委員会が入ってなければ招集）組織全体で絆づくり制度を進めるという共通認識を持っていただくとスムーズに進みます☆
- ◎ 福祉委員会と民生委員の取り組みについて整理できていると、役割分担がスムーズになります☆

STEP 2

地域の絆づくり登録制度
の説明（市より）

それぞれの名簿の確認は済んだが、絆に登録していない人が多い。名簿を統一したいなあ。

町が広いし、登録者も多い。登録者に対して、どの支援者がいいのかなあ。

STEP 1'

登録の推進

【登録の推進とは？】

- ◎ 名簿を確認し、登録が必要だと思う方に再度案内を行い、登録を促します。
- ◎ 市では、年1回対象者に申請書を送付しています。

STEP 3

個別計画作成のための
説明会（社協より）

- 【STEP4 までに決めておくこと】
- ☐ 支援者候補の決定
 - ☐ CSW と同行訪問が必要な人の数
 - ☐ CSW との日程調整

STEP 3'

見守りマップづくり

【見守りマップとは？】

- ◎ 登録者の情報等、マップに落とし込み視覚化するためのものです。作成の際はご相談ください。

STEP 4

町内への事前案内

- 【市・社協から進め方のワンポイント】
- ◎ 町内に事業の取り組みの説明を回覧し、絆登録者に訪問日時をポスティングしておく丁寧です。

STEP 5

個別計画の作成

個別計画作成で訪問したときに日頃の見守りを希望される方が出てきたよ！

STEP 5'

支部福祉委員会
会内で会議

【会議で話し合う内容とは？】

- ◎ 個別計画作成時に、日頃の見守りを希望された方に対して、福祉委員会が行っている『ネット対象者』に登録してもらいます。そのために会議を開いて話合ってください。

STEP 6

提出

【市・社協から進め方のワンポイント】

- ◎ 個別計画作成時、災害時の対応で不安がある方については、社協にご相談ください☆

STEP 7

年1回の名簿と
個別計画の更新

【市・社協から進め方のワンポイント】

- ◎ 毎年6月ごろに市民協働課へ新しい名簿をもらいに行く。
- ◎ 福祉講座（車いす操作や手話講座など）の実施
- ◎ 絆登録者に避難訓練の参加を呼びかけるなど、日常の活動につなげていってください☆

GOAL

事例④ 民間保育園スマイルサポーターと地区福祉委員会の連携

計画項目) 2- (2) -① 地域における支えあいの促進

3- (1) -① 要援護者を発見し、地域とともに支えるネットワーク

活動主体	民間保育園
対象者等	地区福祉委員会、 要援護者（誰でも）
財 源	各法人の負担

(1) 活動の背景

全国に先駆け、大阪府社会福祉協議会・保育部会では、各民間保育園・認定こども園の5年以上の実務経験がある保育士・保育教諭で、養成研修を修了した「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」が子育て相談に加え、子育て相談以外の介護や病気、DVなどの様々な悩みや問題を抱えた方々への相談活動や支援、行政の担当窓口や専門機関への橋渡しなど問題解決に向けた取り組みを行っています。

泉佐野市においては、平成20年に、民間保育園と市社会福祉協議会、各地区福祉委員会の間で話し合いが行われ、地域のボランティアの方々と連携し、児童虐待の早期発見や生活困窮者の支援などに役立つことを目的として全民間保育園が地区福祉委員会に参画しています。



子育てサロンでボランティアと一緒にペーパーサートを披露するスマイルサポーター

(2) 活動の概要

地区福祉委員会が主催し、各町会館で開催される子育てサロン。スマイルサポーターは、保育園のノウハウと資源を活かして、時には親子で製作活動をするための材料を用意したり、手遊びをおこなったり、またある時には、集団のなかで少し“気になる”親子に個別で声をかけ相談にのったり、と様々な役割を担っています。

また、地域福祉活動への参加協力を通じて顔見知りになった保護者や地域のボランティアから紹介されて、サロンとは別の日に保育園へ相談にこられる人もいます。



平成29年11月1日に社協が開催した子育てサロン連絡会では、スマイルサポーターと子育てサロン運営ボランティアで今後のサロン運営について情報交換・意見交換を行いました。

事例⑤ 地域のネットワークで若年性認知症の理解をすすめた事例

計画項目) 4- (1) -① 福祉意識・協働意識の向上

(個人情報に配慮して、実際の事例をもとに一部を改変しています。)

活動主体	主任児童委員、小学校、CSW、社会福祉協議会（地区福祉委員会担当、地域包括支援センター）
対象者等	若年性認知症患者、小学校

(1) 活動の背景

50代で若年性認知症を発症したAさんは、短期記憶障害など症状の進行により仕事を続けることが困難となり退職。退職後、日中馴染みのある場所を歩きまわって過ごしていました。

(2) 活動の概要

登校中の小学生にからかわれたAさんが、激昂して小学生を驚かせてしまったことがありました。その話が伝わる中で、他の子ども達もAさんに対して恐怖心を先生に訴えることがありました。校長から相談を受けた主任児童委員が社協に相談し、CSWと情報共有を行いました。

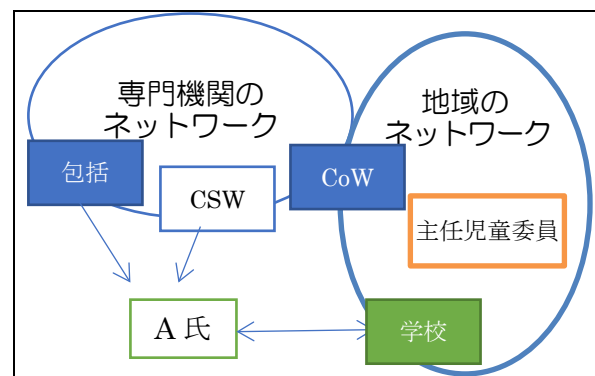
周囲の理解が必要だと判断した主任児童委員は市社会福祉協議会担当者と相談し、地区福祉委員会の定例会議の場でCSWから支援の経過とAさんの病気と行動の傾向を伝える機会をつくりました。福祉委員会の推進委員たちは、CSWの話をきいて、登下校時の見守りのあり方などについて意見をだしながら、見守りをしていくことを決めました。また、「地域の大人たちだけでなく、学校や子どもにも認知症とAさんを理解してもらうことが大切ではないか」という意見がでました。

主任児童委員から小学校に社会福祉協議会の地域包括支援センターで行っている認知症サポーター養成講座を紹介したところ、まずは子ども達に説明をする学校教員の理解が必要ということで、教職員向けの人権研修の時間を使って認知症サポーター養成講座を実施することになりました。



【教職員向け認知症サポーター養成講座の様子】

講座を受講した教員たちからは「子ども達が差別や排除をしないように説明したいが、どう説明すればよいかわからず悩んでいたが、話をできそうだ」「若年認知症に限らず、偏見をもたず理解することの大切さを感じた」などの声がありました。



事例⑥ 夏のボランティア体験プログラム

計画項目) 2- (2) -③ 高校生・大学生のボランティア活動の進推

2- (2) -④ NPO・ボランティアなどの活動の活性化

活動主体	市社会福祉協議会 ボランティアセンター
開催日 頻度等	7月1日～9月30日 募集施設により異なる
対象者等	小学生～高齢者までのボ ランティア活動をはじめ て行う方

(1) 活動の背景

全国的に災害ボランティア活動に参加される方が増えていますが、それ以外のボランティアについても、活動者の裾野を広げていくことが求められます。わずかな時間でもボランティア活動に参加し、様々な人々とのふれあいを通して、広く福祉への理解を深めることができるように、大阪府ボランティア・市民活動センターと大阪府内（大阪市・堺市除く）各市町村社会福祉協議会の共催で「夏のボランティア体験プログラム」を実施しています。

(2) 活動の概要

毎年7月1日～9月30日の間に実施している「夏のボランティア体験プログラム」は、大阪府内の統一キャンペーンとして学校などにチラシを配布して呼びかけ、実際の体験プログラムについては、各市町村社会福祉協議会のボランティアセンターそれぞれで用意します。市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、登録している施設と協力し、通常のボランティア活動の中で体験者の受け入れを行い、活動経験の豊富なボランティ

アの中から選任されているボランティアアドバイザーが付き添って体験していただく形式をとっています。平成28年度には大阪府立佐野高校で説明会を開催し、「ボランティアとは何か」「泉佐野市内のボランティア活動について」「障がいとは何か」を話し、興味を持った学生が活動に参加しました。



〔買物付き添いボランティアに参加する高校生〕

参加者からは、「もっと体験したい」「ボランティアでしか得られないことをたくさん知れた」「自分の為になる良い体験ばかりだった」「すごく楽しめた。みなさんすごく優しくてやりやすかった」「最後のお別れの時に涙を流してくれてとてもうれしかったです」といった感想をもらいました。このように、ボランティアに触れることで、福祉の心を育むことができただけでなく、その後も継続してボランティア活動をしている方もいます。今後も福祉活動への関心や理解、参加のきっかけとしてもらえるよう継続して取り組んでいく予定です。

参加実績 (延べ人数)	平成27年度.....1人 28年度.....36人 29年度.....11人
----------------	---

事例⑦ 有償協力員派遣事業「おたがいさまの会」による生活支援

計画項目) 2- (2) -① 地域における支えあいの促進

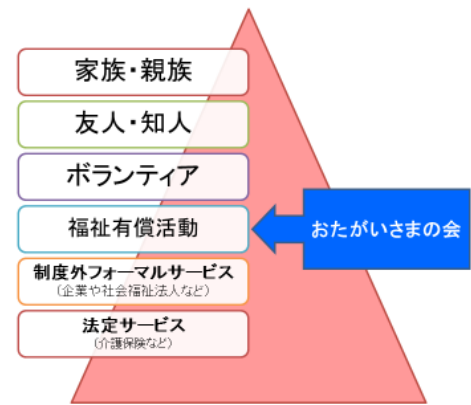
活動主体 ・対象	市社会福祉協議会・ 「おたがいさまの会」会員
財 源	安心生活創造推進事業、 年会費・利用料

(1) 活動の背景

高齢者の在宅生活を支える仕組みとして介護保険制度がありますが、介護保険制度によるホームヘルパーは、庭や窓の掃除は不可、入院中の身の回りの支援はできないなど、制度上の制約があります。友人や近所のボランティア、民生委員などが支援してくれている事例もありますが、「ボランティアでどこまでやってあげていいか迷う」「ボランティアでここまでするのは負担が大きい」といった声も上がっていました。また、そうやって支援を受けている人からも「どれだけお礼をすればいいか迷う」といった相談も寄せられます。

市社会福祉協議会では、あくまで公的サービスと小地域ネットワーク活動での支えあい活動を基本としつつ、その2つでは対応が難しい困りごとを支える仕組みとして、泉佐野市に有償ボランティアによる生活支援事業の実施を提案。泉佐野市安心生活創造推進事業の財源を活用して、平成27年4月より有償協力員派遣事業（愛称：おたがいさまの会）をスタートしました。

人を支える多様な社会資源



(2) 活動の概要

会員間の支えあい活動として、登録した利用会員と協力会員の間のコーディネート由市社会福祉協議会におかれた事務局が行う事業です。

利用会員

泉佐野市内に居住する支援が必要な人
年会費 500 円/利用料 1 時間 850 円

協力会員

泉佐野市内に居住し、20 歳以上で心身ともに健康で活動主旨を理解して協力いただける人
年会費 1,000 円/支援料 1 時間 750 円

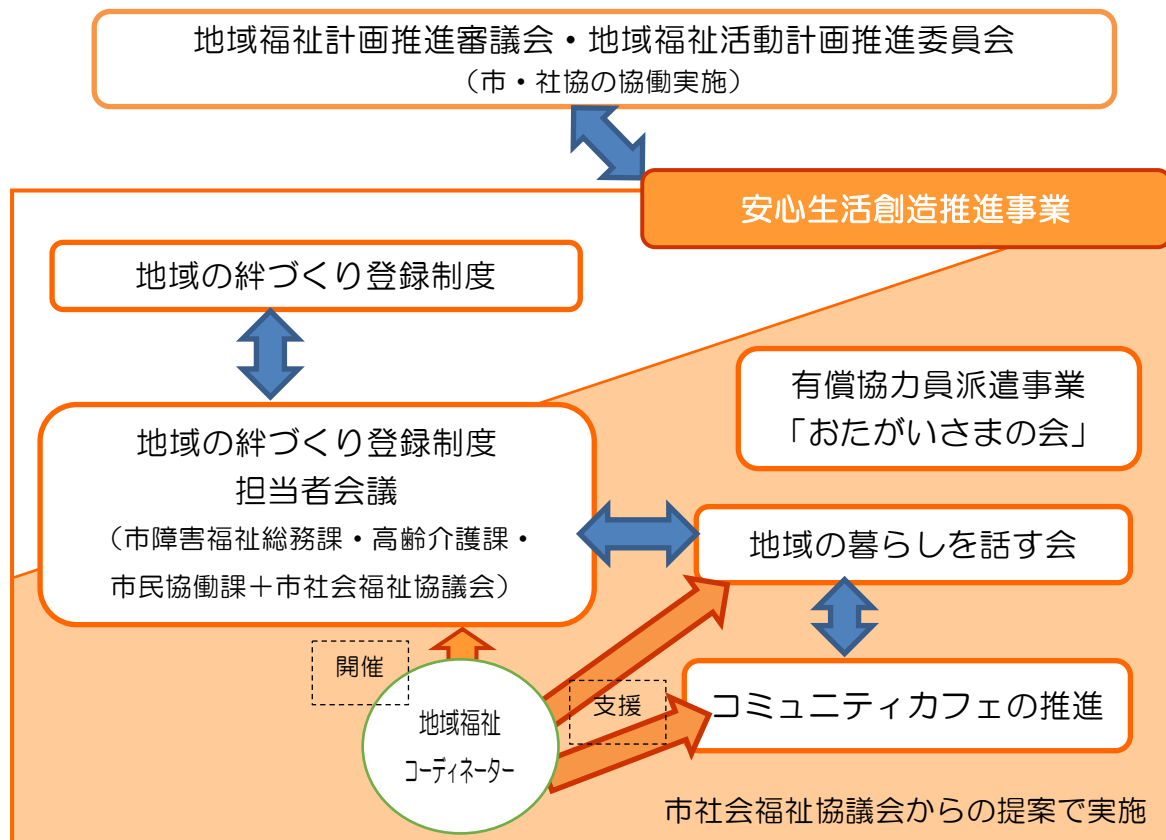
支援内容としては、身体介護をはじめとした専門性の高い支援や移送支援は対象外となっています。平成29年度までに実際に行った支援内容としては、「入院中の夫の話相手」「墓掃除やお寺への届け物」「妊娠中の家事支援」「庭や室内の掃除」など、多岐にわたります。

泉佐野市安心生活創造推進事業について

泉佐野市では、平成 26 年度より国の「安心生活創造推進事業」（平成 28 年度より「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」）を活用し、地域福祉活動の推進を行っています。

同事業では、下記の表のように、（１）～（４）までの事業を一体的に取り組むことになっており、市と社会福祉協議会（社協）で下記のような独自事業を行っています。

項目	事業項目	泉佐野市内の取り組み
（１）	地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業	● 地域の絆づくり登録制度【市・地域】 ● 地域の暮らしを話す会【社協】
（２）	地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業	● 地域の絆登録事業担当者会議【市・社協】 ● 地域の暮らしを話す会【社協】 ● コミュニティカフェの推進【社協・地域】
（３）	地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業	● 地域福祉コーディネーターの配置【社協】 ● 有償協力員派遣事業【社協】
（４）	その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業	● 地域福祉コーディネーター等による地域福祉活動支援【社協】



9. まとめ ～第3次計画に向けて～

少子高齢・人口減少社会が進展する中、国が示す「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」とされています。そして、「地域共生社会」を実現していくためには、『社会的孤立や社会的排除といった現実を生じうる課題を直視していくことが必要である。地域の中で共生をしていくことの難しさを踏まえ、一方でそれに向けた努力をしていくことが、将来の地域社会、私たち一人ひとりにとって必要であるという高い理想を掲げたい。』としています。

今後は、この考え方に基づき「地域共生社会」の実現に向けた施策の推進が必要です。

市と市社会福祉協議会では、本計画の基本理念「みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野」に基づき、上半期において、市民・団体、事業者・企業、教育機関、関係機関などの多様な主体が連携し、地域福祉の推進に取り組んできました。

下半期においても、社会状況の変化や国の政策動向など、地域福祉を取り巻く状況の変化を注視し、市民・団体、事業者・企業、教育機関、関係機関などの多様な主体と協働しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

とくに平成30年4月1日施行の改正社会福祉法をふまえ、第3次の本計画策定に向け、泉佐野市社会福祉協議会と泉佐野市の協働のもと地域福祉に関わる人びとが、「地域の暮らしを話す会」等の話し合いの場のプロセスを通じて「地域共生社会」の実現に向けた共通認識を持つ取り組みを推進します。

資料編

1. 第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要
 2. 泉佐野市地域福祉推進審議会
地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿
 3. 泉佐野市地域福祉推進審議会 規則
 4. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱
 5. 中間見直し策定経過
- 参考 1. 地域力強化検討委員会中間とりまとめの概要
- 参考 2. 改正社会福祉法

第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは・・・

- 地域福祉計画**・・・社会福祉法第107条の規定に基づき、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するために、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人のつながりを基本とし、ともに支え合う地域づくりをめざすための「理念」と「しくみ」をつくる行政計画です。
- 地域福祉活動計画**・・・地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となった、地域住民や住民組織、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPOなどの民間団体による福祉活動の具体的な取組みを定める行動計画です。

第1次計画では別々に策定していた2つの計画を今回の計画では、より実効性のある計画とするため一体的に策定

計画の期間

- 本計画の期間は、他の関連計画との整合性を保つことを考慮し、**平成27年度から平成32年度までの6年間**とします。また、社会情勢や制度改正など、地域の情勢が大きく変化した場合には、計画期間中であっても見直しを行います。

他の計画との関係

- 地域福祉計画**は、市の総合計画を上位計画とし、高齢者、障害者、子どもに関わる他の関連分野別計画と整合や連携を図りながら、これらの**既存計画を横断的に接続する計画**です。また、**地域福祉活動計画**は、地域福祉に関する具体的な取組みを定める計画であることから、**地域福祉計画と一体的に進めていきます**。

5つの重点項目

重点項目 1

CSWを中心とした相談支援体制の確立

社会情勢の変化から、地域で孤立した支援の必要な人が増加し、福祉課題が複雑、多様化していく中でCSWは重要な存在となっています。期待される役割を実現していくためにも、CSWの適切な配置と機能の再構築により事業の強化を行い相談支援体制の確立を推進します。

- 制度の狭間や複数の福祉課題を抱える等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決
- 地域を基盤とする活動やサービスを発見して支援を必要とする人に結びつける
- 新たなサービスの開発や公的制度との関係の調整
- 市におけるセーフティネットの構築・強化の取組みへの参画
- 地域福祉計画及び他の分野別計画の策定その他の福祉施策推進に向けた行政への提言

重点項目 2

生活困窮者への支援と体制づくり

平成27年4月から新たな法律として、生活困窮者自立支援法が施行されます。これまでの公的支援の対象となっている人だけでなく、若年求職者や長期失業者といった経済的に困窮する人、地域社会との関わりが希薄になっている人、疾病や家族問題、あるいは犯罪や複雑な問題を抱える人などの生活困窮者への自立支援を図っていきます。

- （仮称）泉佐野市自立相談支援センターを設置し、生活困窮者の総合相談窓口として相談事業を実施します。
- 既存の各種制度・事業の活用や、新たな任意事業の検討を行い、関係機関と連携しながら、対象者が生活困窮状態から脱却できるまで伴走型の支援を行います。

重点項目 3

権利擁護の推進

地域で誰もが、自分らしく、安心して暮らしていくためには、認知症高齢者、重度の知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人たちも、適切な福祉サービスの提供を受けられるような方策が必要となります。また、虐待や権利を侵害する事件の増加が社会問題になっていることから、こうした問題の早期発見・対応の仕組みとともに予防の取組みが必要となります。

- 権利擁護に関わる相談支援業務を包括的に担う泉佐野市権利擁護支援センターを中心として、専門機関や事業所等との連携を図り、円滑な相談支援体制の確立に努めます。

重点項目 4

避難行動要支援者への支援と体制づくり

災害時においては、避難行動や避難生活に支援が必要な人の安否確認を迅速に行うことや、必要な支援を的確に実施することが重要となります。また、平成25年6月に国の災害対策基本法が一部改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、緊急時に実効性のある状態にしなければならないとされておりま

- 避難行動要支援者の把握と地域での情報共有を行うために「地域の絆づくり登録制度」の推進をします。
- 地域の絆づくり登録制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用し、住民同士の顔の見える関係づくりを促進します。
- 福祉避難所増設と福祉避難所運営マニュアルの作成に努めます。

重点項目 5

福祉を支える人づくり

福祉を支えるのは“人”であり、地域福祉を推進する主体となるのは住民自身となります。それだけに広報や福祉教育、ボランティア・NPOの活動支援などは重要な事業になります。次の6つの視点から福祉を支える人づくりを推進していきます。

- 広報啓発活動の推進
- 福祉教育・学習機会の充実
- ボランティア活動支援
- 民生委員児童委員の活動支援
- 様々な世代のボランティア活動等への参加促進
- 専門職の養成と確保

基本理念

みんなで支えあい、顔と顔でつながるまち 泉佐野

すべての市民が地域でいきいきと暮らせるよう、市民一人ひとりが「やさしさとふれあい」でつながり、市民・事業所・社協・市が地域の課題を共有し、解決に向けて共同するまちをめざします。

- “みんなで”とは、すべての市民を表します。子どもから高齢者まで、この計画はみんなが主役です。 ●“支えあい”とは、身近な地域づくりを示すとともに、市全域における「地域福祉」そのものを表します。 ●“顔と顔”とは、呼びかけを示すとともに、日頃の見守り・気配りを表します。そして、互いに理解し合う心、地域福祉の大切さを知る心を表します。 ●“つながる”とは、地域福祉ネットワークを示すとともに、市民・事業者・社協・市の連携による計画の推進性・継続性を表します。

基本目標 1

みんなで

「参加」しよう！

- すべての市民が関わり合えるまちづくりを進めるために、参加しやすい地域づくりを進めます。
- 若い世代や情報が届きにくい人たちも含めたすべての市民に対し、情報提供、情報発信に努め、みんなに参加を呼びかけていきます。
- 子どもから高齢者まで世代を超えた交流を通じ、心も体も元気に暮らせるまちをつくります。

基本施策

(1) みんなが「いつでも参加しやすいまち」をつくらう

- ①声かけ・あいさつの推進
- ②参加しやすい地域づくり

成果目標 近所づきあいの頻度が高い人の割合

H25 79% ⇒ H29 80% ⇒ H32 85%

(2) みんなに「参加を呼びかけるしくみ」をつくらう

- ①市民による主体的な参加呼びかけ
- ②地域情報の発信

成果目標 地域の行事に参加したことがある人の割合

H25 67% ⇒ H29 70% ⇒ H32 75%

(3) みんなが「交流できる機会」をつくらう

- ①世代を超えた交流機会づくり
- ②地域の団結・生きがいのづくり

成果目標① 家族や学校の友達以外とよく話す児童の割合

H25 27.8% ⇒ H29 30% ⇒ H32 35%

成果目標② 障害のある人と一緒に行動した経験のある人の割合

H25 20.3% ⇒ H29 25% ⇒ H32 30%

基本目標 2

みんなで

「支えあいのまち」をつくらう！

- ヒト・モノ・情報といった身近な資源を活用し、これらをつなげることで一人暮らし高齢者や、障害のある人、子育て家庭などといった、支援を必要とする人々たちを日頃から見守り、災害など緊急時においても地域で支えあえる、安心安全のまちをつくります。

基本施策

(1) みんなで地域の資源を把握し「社会資源マップ」をつくらう

- ①地域の社会資源の把握・情報共有のためのマップづくり

成果目標 社会資源マップの作成地区数

H25 データなし ⇒ H29 2地区 ⇒ H32 5地区

(2) みんなで「支えあえるしくみ」をつくらう

- ①地域における支えあいの促進
- ②小学生・中学生のボランティア活動への参加の促進
- ③高校生・大学生のボランティア活動の推進と大学との地域連携
- ④NPO・ボランティアなどの活動の活性化
- ⑤民生委員児童委員活動の充実
- ⑥同じ課題を抱える人のネットワークづくり
- ⑦安定的な地域の自主財源の確保

成果目標 ボランティア活動者数（ボランティア保護加入者数）

H25 2,294人 ⇒ H29 2,500人 ⇒ H32 2,700人

(3) みんなで「安全・安心のまち」をつくらう

- ①防災の推進
- ②福祉避難所の整備
- ③防犯・交通安全の推進
- ④平常時からの見守り活動の推進
- ⑤買い物支援・移動支援の充実

成果目標 地域の絆づくり登録制度同意登録者の個別計画作成割合

H25 データなし ⇒ H29 50% ⇒ H32 75%

基本目標 3

みんなの顔が

「つながるしくみ」をつくらう！

- 市民だけでなく、ボランティアや社協など、様々な機関・団体がすき間なくつながることで、家庭で抱えきれない困りごとを地域につなげる仕組みをつくります。
- 地域で対応できない問題を適切な専門機関に相談、つなげる仕組みをつくります。
- 課題を抱えた人を発見し、必要な時に必要な支援・サービスを適切に受けられる仕組みをつくります。

基本施策

(1) みんなが「つながるネットワーク」をつくらう

- ①要援護者を発見し、地域とともに支えるネットワーク
- ②ボランティアのための地域福祉ネットワーク会議の設置
- ③専門機関によるネットワーク

成果目標 地域福祉ネットワーク会議での課題解決案件数

H25 データなし ⇒ H29 2件 ⇒ H32 4件

(2) みんなが「相談しやすいしくみ」をつくらう

- ①地域福祉の相談窓口の設置
- ②生活困窮者に対する自立相談支援

成果目標 CSWの認知度

H25 24.2% ⇒ H29 35% ⇒ H32 50%

(3) みんなで「権利擁護のしくみ」をつくらう

- ①権利擁護の推進
- ②市民による後見活動の推進
- ③虐待防止対策の推進

成果目標 権利擁護支援センターの認知度

H25 データなし ⇒ H29 30% ⇒ H32 50%

(4) みんなが「安心できる福祉サービス」を充実させよう

- ①安心して福祉サービスを利用できる体制づくり
- ②福祉サービス事業者の連携強化

成果目標① 障害福祉サービス利用者・介護保険サービス利用者の満足度

H25 70.3% 77.8% ⇒ H29 72% 80% ⇒ H32 74% 82%

基本目標 4

みんなで

「地域の土壌づくり」をしよう！

- 地域福祉のまちづくりを進めるために、その土台となる市民意識を高め、子どもから大人まで生涯にわたって、学習活動ができる環境を整えます。
- 障害があってもあたりまえに生活ができ、すべての市民が地域でいきいき暮らせる共生社会の実現に向けバリアフリーを進めます。
- お互いに理解しあうことで、みんなが活躍でき、いつでも集うことができる地域をつくりまします。

基本施策

(1) みんなで「暮らしやすい地域」をつくらう

- ①福祉意識・協働意識の向上
- ②ユニバーサルデザインの推進

成果目標 ユニバーサルデザインの認知度

H25 44.8% ⇒ H29 50% ⇒ H32 55%

(2) みんなで「集える場所」をつくらう

- ①各圏域での地域福祉拠点づくり

成果目標 気軽に交流できる場所が身近にあると思う人の割合

H25 データなし ⇒ H29 25% ⇒ H32 50%

計画の推進体制

- 地域福祉の推進体制・・・本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行うための機関として「泉佐野市地域福祉推進審議会」を設置し、原則年1回以上開催し、本計画に基づく施策について実行性を持って推進していきます。
- 計画の普及啓発・・・市の広報紙やホームページ、社協の広報紙やホームページを活用し、本計画の普及とその取組みの周知に努めます。また、各地区において住民座談会「地域の暮らしを話そう」を毎年開催し、計画の普及をはじめる地域から出される新たな課題を本計画見直し時に反映していきます。
- 計画の進行管理・・・計画期間の成果目標や活動指標を設定し、PDCAサイクルによる進捗状況の管理を行います。

2. 泉佐野市地域福祉計画推進審議会 泉佐野市地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

平成 30 年 3 月現在 (敬称略・順不同)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	◎新崎 国広	大阪教育大学 教育学部教授	
	○鈴木 大介	甲南女子大学 人間科学部准教授	
	平田 佳之	平田佳之弁護士事務所 弁護士	
地域福祉団体の代表者	神藤 均	泉佐野市町会連合会 副会長	
	森 正一	泉佐野市長生会連合会 会長	
	東谷 寛治	泉佐野市身体障害者福祉会 会長	
	坂本 満里	泉佐野障害児(者)を守る会 会長	
	川島 岩夫	精神障害者家族会 三枝会 会長	
	塩谷 善一郎	公益社団法人 泉佐野市人権協会 副理事長	
	明松 俊昭	泉佐野市民生委員児童委員協議会 会長	
	中井 弘信	社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会 副会長	
	大南 典彦	泉佐野市地区福祉委員会連絡会 代表	
保健・医療・福祉施設等の代表者	中川 公彦	一般社団法人 泉佐野泉南医師会 副会長	
	中 由美	大阪府 泉佐野保健所 企画調整課長	
	貝戸 喜廣	泉佐野市民間社会福祉施設協議会 会長	
	杉岡 繁昭	泉佐野民間保育協議会 会長	
公募市民	三木 とよ子	市民公募委員	
	芝田 栄美	市民公募委員	
	土原 直美	市民公募委員	
	欠 員	市民公募委員	

◎会長兼委員長 ○副会長兼副委員長

3. 泉佐野市地域福祉計画推進審議会 規則

平成16年3月29日

泉佐野市規則第3号

改正 平成24年3月30日泉佐野市規則第9号

平成27年2月5日泉佐野市規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、泉佐野市地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報

に關し審議する場合

(2) 會議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議會の會議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該會議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、會議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 審議會の庶務は、健康福祉部障害福祉総務課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議會の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日泉佐野市規則第9号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月5日泉佐野市規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

4. 泉佐野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画推進委員会 設置要綱

（目的）

第1条 地域福祉や社会福祉に関する活動を行う者が相互に協力して、泉佐野市の地域福祉の推進を目指して「地域福祉活動計画」の策定および推進のための委員会を設置する。

（名称）

第2条 この委員会は泉佐野市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

（所掌事務）

第3条 委員会は地域福祉活動計画の策定・推進に関する調査及び検討を行うものとする。

（委員の構成）

第4条 この委員会は20名以内をもって構成する。

2 委員会は別表で掲げる委員で組織し、会長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選において選出する。

3 委員長は議事その他の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あった時は、その職務を遂行する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第8条 委員会が必要とするときには、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

（作業部会の設置）

第9条 委員会が必要とするときには、委員会の審議事項を調査及び研究をさせるため、作業部会を設置することができる。

（事務局）

第10条 委員会の庶務は、泉佐野市社会福祉協議会事務局において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附則

この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改定のうえ、施行する

5. 中間見直し策定経過

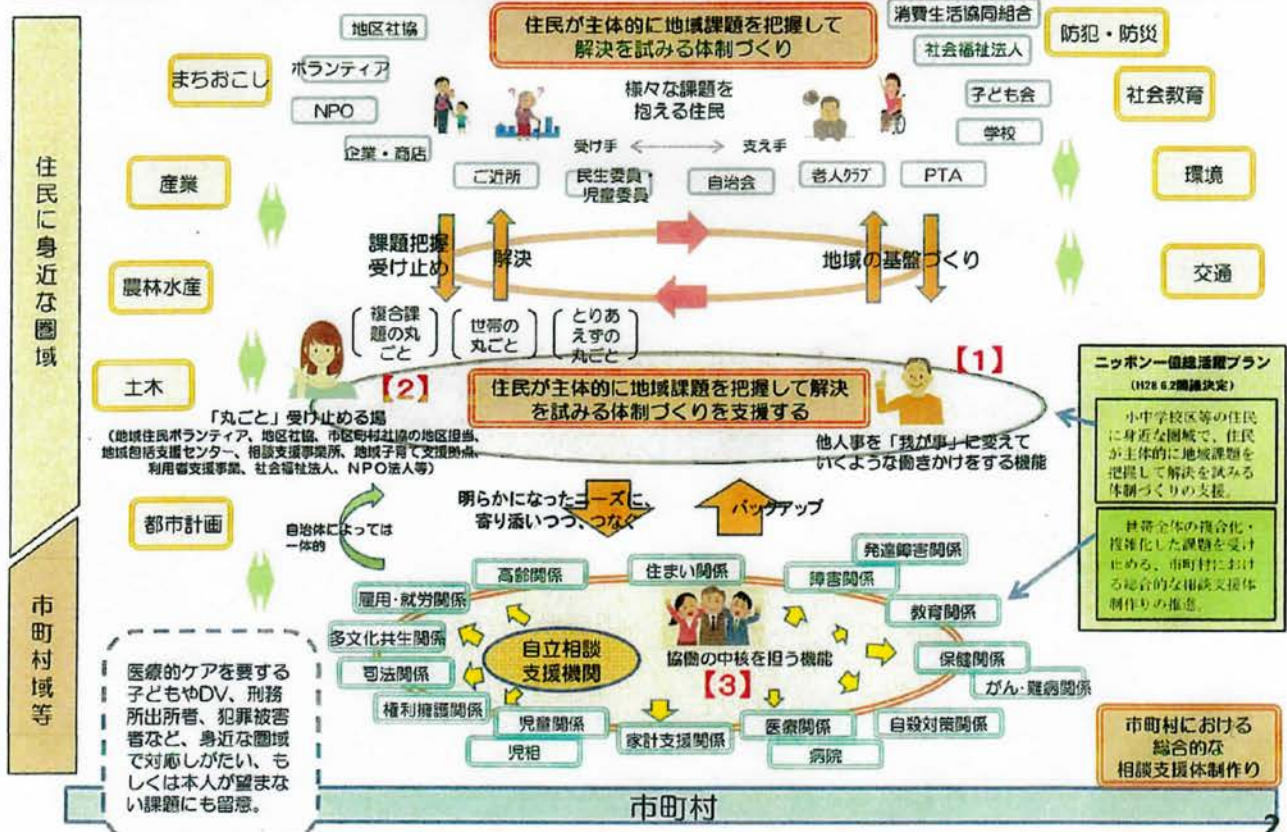
日 程	会議・作業等	内 容
平成 29 年 6 月 19 日～ 7 月 31 日	地域福祉に関する 市民意識調査	調査対象者 子どもアンケート／市立小学校 6 年生全員 保護者アンケート／小学校 6 年生のいる世帯の保護者 住 民 アン ケ ー ト／地域福祉活動に関わる住民 調査方法 子どもアンケート／教育委員会を通じ各小学校に依頼、対象学年の全生徒に学校のホームルーム等の時間を利用して配付・回収 保護者アンケート／小学校 6 年生のいる世帯を無作為抽出し、郵送返信封筒にて回収 住 民 アン ケ ー ト／関係各課等を通じて各団体等へ直接調査協力を依頼、各団体等により配付・返信封筒にて回収
7 月 4 日	第 1 回庁内推進委員会	計画中間見直しについて アンケート調査 各課評価・ヒアリング 地域の暮らしを話す会 当事者団体ヒアリング 計画中間見直しにあたっての視点 計画中間見直しスケジュール
7 月 13 日	第 1 回審議会・委員会	計画中間見直しについて アンケート調査 各課評価・ヒアリング 地域の暮らしを話す会 当事者団体ヒアリング 計画中間見直しにあたっての視点 計画中間見直しスケジュール
7 月 22 日	当事者団体等ヒアリング	泉佐野市身体障害者福祉会 防災について
7 月 28 日	当事者団体等ヒアリング	泉佐野市長生会連合会 防災について
9 月～ 平成 30 年 1 月	「地域の暮らしを話す会」	平成 29 年 9 月 8 日から平成 30 年 1 月 10 日までの間、14 地区の全ての地区福祉委員会において、「地域の暮らしを話す会」を実施
9 月 9 日	当事者団体等ヒアリング	泉佐野障害児（者）を守る会 防災について
9 月 28 日	当事者団体等ヒアリング	小ざくら広場応援隊と小ざくら広場保護者ボランティア 防災について

日 程	会議・作業等	内 容
11 月 13 日	第 2 回庁内推進委員会	アンケート調査実施報告について 活動指標進捗状況報告について 地域の暮らしを話す会中間報告について 当事者団体ヒアリング中間報告について 中間見直し書の構成について 重点項目の取り組み状況について
11 月 25 日	第 2 回審議会・委員会	アンケート調査実施報告について 活動指標進捗状況報告について 地域の暮らしを話す会中間報告について 当事者団体ヒアリング中間報告について 中間見直し書の構成について 重点項目の取り組み状況について
12 月 15 日	防災・地域福祉・子育て ～みんなでざっくばらんに 情報交換～	0 歳から小学生までの子どものいる保護者 災害、近所づきあい等の情報交換
平成 30 年 2 月 7 日	第 3 回庁内推進委員会	第 2 次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計 画中間見直し（案）について 安心生活創造推進事業報告について
2 月 21 日	第 3 回審議会・委員会	第 2 次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計 画中間見直し（案）について 安心生活創造推進事業報告について
2 月 26 日～ 3 月 9 日	パブリックコメント募集	ホームページ、市役所情報公開コーナー、障害 福祉総務課窓口で閲覧できるよう配架し、市民 の意見を募集
3 月	市議会へ報告	
3 月	中間見直し策定	

参考 1 地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】 ・少子高齢・人口減少 →地域の存続の危機 - 一人、モノ、お金、思いの循環が不可欠 ・課題の複合化・複雑化 ・社会的孤立・社会的排除 ・地域の福祉力の脆弱化	【進めている取組】 ・地方創生・地域づくりの取組 ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援	【今後の方向性】 ○地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成 ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加 ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり ○生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒くらしとしごとを「丸ごと」支える ○地域の持つ力と公的な支援体制が協働して初めて安心して暮らせる地域に
1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」 ○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】 ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌 ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加 ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識 ○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】 ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民 ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならなくても声をあげることができないままにせざるを得ない ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等 2. 市町村における包括的な相談支援体制 ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応 ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要 ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す ○協働の中核を担う機能が必要【3】 ・例えば、生活困窮に関する課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的な支援体制構築事業」(28年度5億円) ※ 平成28年度に26自治体で実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。	3. 地域福祉計画等法令上の取扱い ○地域福祉計画の充実 ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載 ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ ○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象 ・支え手側と受け手側に分けない(一億プラン) ○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討 ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。 4. 自治体等の役割 ○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき ○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法 ○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。	

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



参考 2 改正社会福祉法

（参考）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抄〉

※ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による改正後

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 （略）

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第 106 条の 2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第 10 条の 2 に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 1 項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

いずみさの みんなの絆プラン

(第2次泉佐野市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

中間見直し

～ みんなで支えあい 顔と顔でつながる 泉佐野 ～

平成27年度(2015年度)～平成32年度(2020年度)

平成30年(2018年)3月

編集・発行 泉佐野市 健康福祉部 障害福祉総務課

〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目295番地の3

電話 072-463-1212(代表)

FAX 072-463-8600

社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会

〒598-0002 泉佐野市中庄1102番地

電話 072-464-2259

FAX 072-462-5400

